

# 石巻市中心市街地活性化基本計画（案）

令和 7 年 4 月

（令和 7 年 3 月 ●● 日認定）

石巻市

## 石巻市中心市街地活性化基本計画 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針-----	1
2. 中心市街地の位置及び区域 -----	8
3. 中心市街地の活性化の目標 -----	13
■掲載事業一覧-----	21
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項-----	23
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 -----	29
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項-36	36
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項-----38	38
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 -----52	52
◇4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所-----57	57
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 -----58	58
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 -----69	69
11. 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項 -----71	71
12. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 -----72	72
13. その他資料-----73	73

○ 基本計画の名称：石巻市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：宮城県石巻市

○ 計画期間：令和7年4月～令和12年3月

## 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

### 【①前期（第3期）計画の総括】

#### 前期（第3期）計画の概要

- ・計画期間：令和2年度～令和6年度
- ・基本的な方針及び目標

〈目指す中心市街地の都市像〉

石巻らしさを活かし、市民の誇りと石巻に暮らすことの豊かさを醸成できるまち

基本方針1：中心市街地のコミュニティ醸成による安全・安心のまちづくり

目標1：定住人口の増加

指標①：中心市街地における社会増減数

(参考指標)：中心市街地における定住人口

基本方針2：地域の資源を活かした歩きたくなるまちづくり

目標2：交流人口の増加

指標②：2施設の利用者数

指標③：歩行者・自転車通行量

(参考指標) 中心市街地回遊率

基本方針3：地域の活力・市民の息づかいが見えるまちづくり

目標3：市民活動参加者数の増加

指標④：市民交流施設4施設の利用者数

#### 前期（第3期）計画の取組状況と課題

- ・市街地開発事業等によって住宅や商業施設、公共施設の整備が行われた。また、復興事業によって整備された施設・空間（市立病院、ささえあいセンター、かわまち交流拠点等）を中心に市民による活用が促された。
- ・これらの取組によって中心市街地の居住人口及び交流人口の増加が目指されたが、新型コロナウィルス感染症拡大による行動制限や社会情勢の変化、震災後増加の傾向を迎える空き店舗や低未利用土地等の遊休不動産を活用する新規事業者の呼び込み策の展開が十分ではなく、期待された成果を得ることができなかった。

#### 前期（第3期）計画に掲げる目標達成の見通しと分析

基本的な方針	中心市街地活性化の目標	目標指標	前期基準値 (H29~30 平均)	前期目標値 (R6)	最新値 (R5)
中心市街地のコミュニティの醸成による安全・安心のまちづくり	目標① 定住人口の増加	中心市街地における社会増減数（人）	-58 人	+19 人	+3 人 (R2~R5 平均)
		(参考指標) 中心市街地における定住人口（人）	2,872 人	3,006 人	2,723 人
地域の資源を活かした歩きたくなるまちづくり	目標② 交流人口の増加	2 施設（石ノ森萬画館、いしのまき元気いちば）の利用者数（人/年）	1,369,912 人	1,469,603 人	1,576,973 人
		歩行者・自転車通行量（人）※12 地点	17,790 人	19,748 人	11,007 人
		(参考指標) 中心市街地回遊率（%）	36.1%	45.0%	32.1%
地域の活力・市民の息づかいが見えるまちづくり	目標③ 市民活動参加者数の増加	市民交流施設 4 施設の利用者数（人/年）	153,429 人	182,315 人	220,937 人

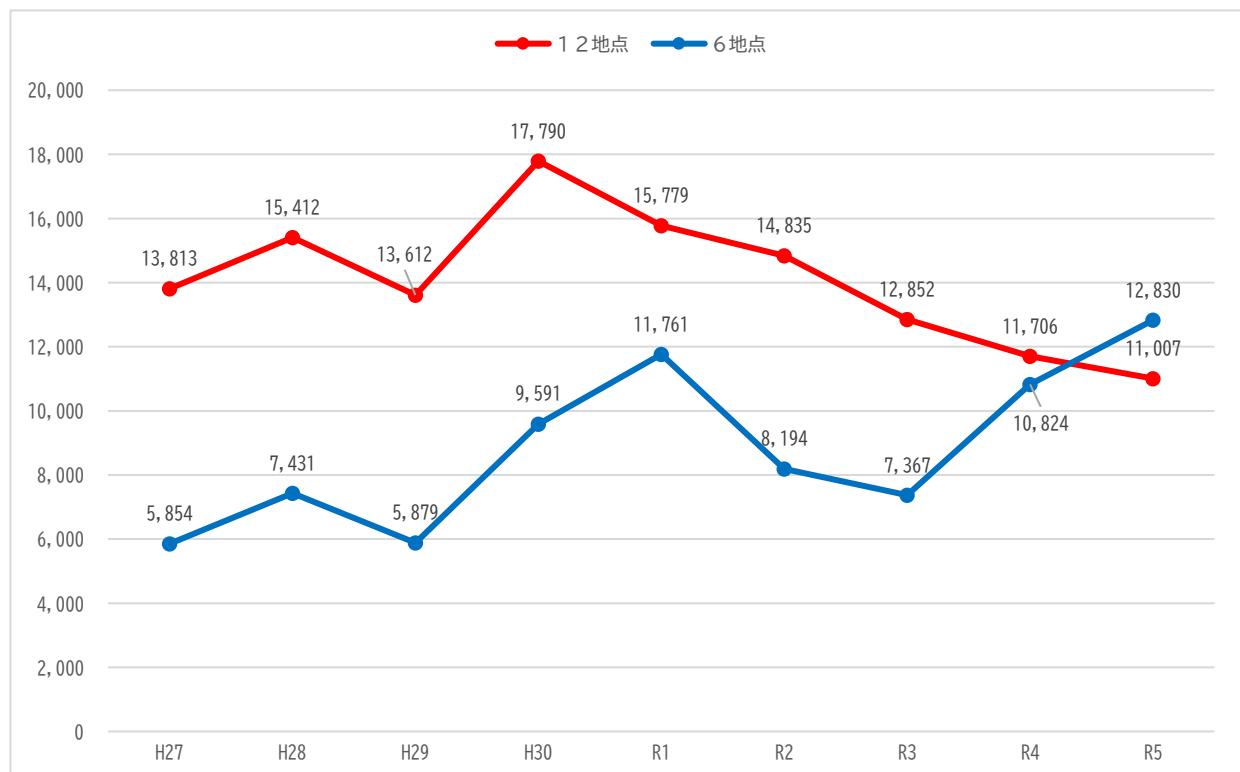
※市民交流 4 施設（あいプラザ・石巻、旧観慶丸商店、かわまち交流センター、イトピアホール）

- ・前期計画で掲げていた目標指標のうち、目標 1（定住人口の増加）の指標①中心市街地における社会増減数については、目標を達成できなかった。
- ・目標 2（交流人口の増加）については、指標② 2 施設（石ノ森萬画館、いしのまき元気いちば）の利用者数は目標を達成し、指標③（歩行者・自転車通行量）は目標を達成できなかった。
- ・目標 3（市民活動参加者数の増加）の指標④市民交流施設 4 施設の利用者数については、目標を達成した。
- ・指標②及び指標④が達成できた理由としては、前期計画の主要事業として取り組んだ、かわまち交流拠点整備事業による効果が大きい。
- ・指標①が達成できなかった理由としては、民間事業である優良建築物等整備事業の停滞により、住宅整備が行われなかつたためであると推察している。
- ・また、指標③が達成できなかつた理由としては、川沿いエリアで大幅に増加した歩行者・自転車通行量による賑わいを、駅前エリア、立町・中央エリアへ波及させるような取組が不足していたためであると認識している。

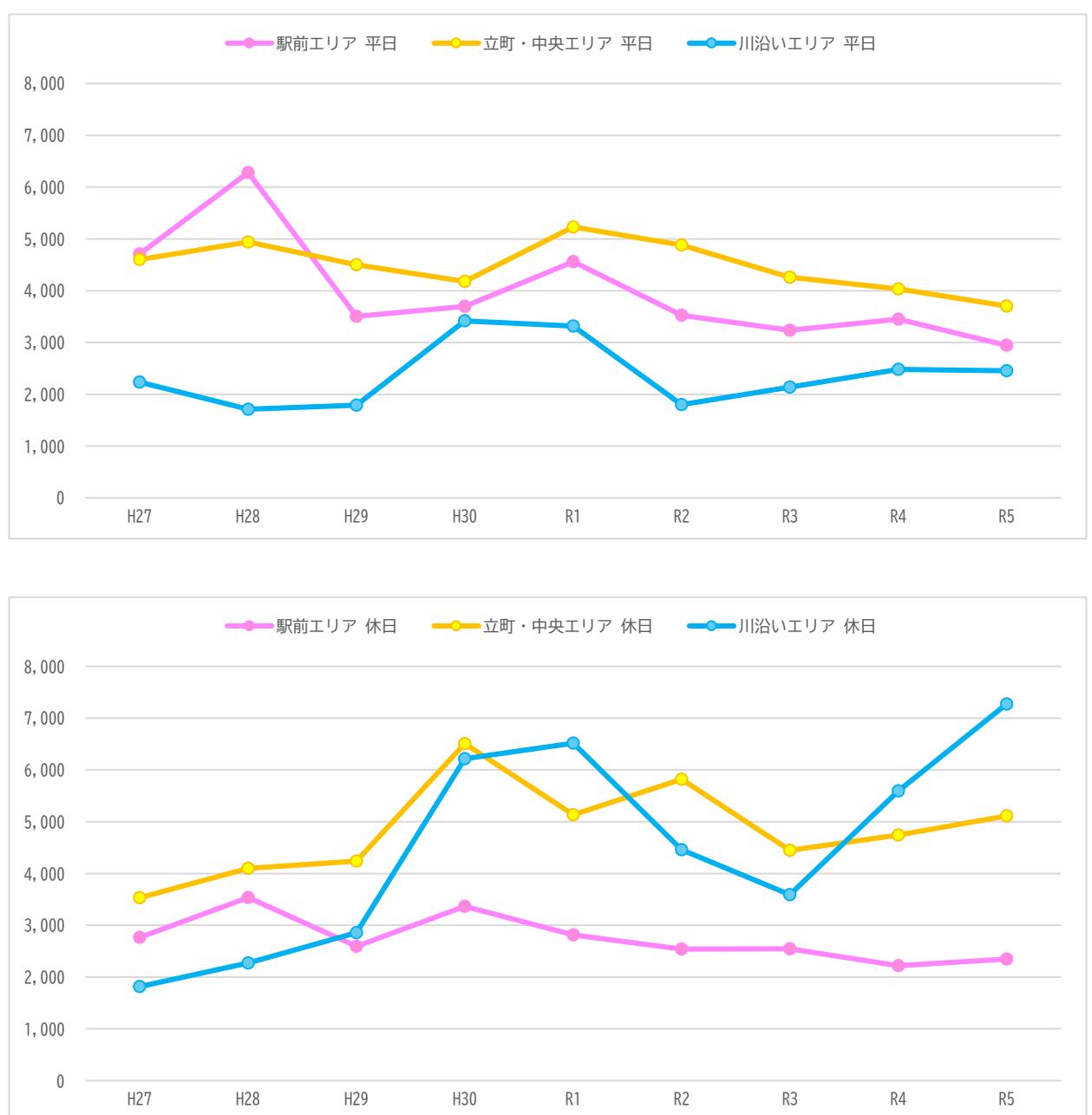
## 【②前期計画が及ぼした中心市街地への影響や効果と課題など】

### 前期計画による中心市街地への効果と影響

- ・石巻駅周辺整備事業や内海橋・西中瀬橋整備事業、河川堤防整備事業の実施は、街なかにおける安全安心なまちづくりの推進に寄与した。
- ・かわまち交流拠点整備事業やかわまちづくり整備事業、COMMON-SHIP 橋通り運営事業等の実施による川沿いエリアにおける誘客施設の充実により、新型コロナウィルス感染症の影響による減少はあるものの、川沿いエリアにおける歩行者・自転車通行量は増加傾向となっている。
- ・石巻マンガロード整備活用事業や Reborn Art Festival 等の実施により、文化やアートを用いた観光施策の展開によって、石巻市内における観光客シェアの 50%程度を中心市街地が担っている。
- ・一方、歩行者・自転車通行量から、中心市街地内 12 地点の合計値が H30 から R5 へと減少しており、市民の中心市街地への来訪頻度が低下していると推察される。
- ・また、エリア毎に平日、休日の歩行者・自転車通行量を比較して確認すると、川沿いエリアは休日の利用が多く、駅前エリアは平日の利用が多く、立町・中央エリアはほぼ横ばいとなっている。このことは、川沿いエリアが誘客の拠点となっていること、駅前エリアは通勤、通学等での利用によるポテンシャルが維持されていること、立町・中央エリアにはそれら来訪者の回遊が上手くつながっていないことを示している。



中心市街地内継続調査 12 地点及びその他調査 6 地点の歩行者等通行量の推移



各エリアの平日／休日の歩行者等通行量の推移

## (2) 中心市街地活性化の課題

### 前期計画で解決されなかった中心市街地における課題

#### [課題1] 遊休不動産等の活用の停滞]

震災後、事業承継や土地の利活用が進まないことで、空き店舗や低未利用土地がそのままになっている状況である。多様な主体が中心市街地に関わるための情報発信やチャレンジできる環境を官民学の連携によって充実させることにより遊休不動産の活用につなげ、訪れたいと思う「目的地」を増やしていく必要がある。

#### [課題2] 川沿いエリアの賑わいから中心市街地全体への回遊性の不足]

震災後、完成した「いしのまき元気いちば」や「堤防一体空間」、既存の「石ノ森萬画館」を中心とする「川沿いエリア」への来訪者数が増加傾向にあり、中心市街地に

おける賑わいの拠点形成に寄与している。一方、駅前エリア、立町・中央エリアの歩行者通行量は減少傾向にあり、中心市街地全体へ賑わいが波及していない。市民・事業者らが中心となった居心地が良いと感じられる空間づくり、地域の魅力発信や磨き上げによる歩きたくなる仕掛けづくりによって中心市街地の回遊性の向上を図るとともに、近隣の南浜・門脇エリアの震災伝承施設等や市内各所に点在する観光交流施設と川沿いエリアをつなぐことにより、国内外からの来訪者や観光客の誘致、ひいては消費拡大へつながる更なる好循環を創出する必要がある。

### [課題3] 市民の中心市街地への来訪頻度（関心）の低下]

駅前エリアは交通結節点であることから、高校生や市役所職員等の通学・通勤により、休日に対する平日の通行量は多い状況が続いているが、立町・中央エリアは平日も休日も通行量が少ない状況にある。後述の市民意識結果からも、中心市街地は点的な利用はされていても、商店街といった線や全体的な面としての来訪機会の創出には至っていない。市民が中心となった利活用しやすい環境づくりにより、街なかの魅力（これまで培ってきた「街ながらしさ」や「生活利便性」）向上につなげる。そのためには、課題1で取り上げた「目的地」の増加や課題2で取り上げた「回遊性」の向上により、市民に愛され、市民自身が愛着（シビックプライド）を持てる場の運用とあわせて、中心市街地への交通アクセスや、中心市街地内での交通アクセス等を改善する必要がある。

### 【中心市街地活性化に対する住民意向について】（令和6年度市民意識調査結果）

- ・中心市街地を訪れる頻度について、月に1回以上であるとの回答が約5割程度となっており、令和元年度に実施した同調査ではその割合が6割程度であったことから、1割程度減少しており、市民の来訪頻度が低下している。
- ・中心市街地への来訪目的は、令和元年度と同様、買い物、食事、通院、市役所が上位を占めた。
- ・市民の来訪手段については、約8割の市民が自家用車を交通手段として選択しており、自家用車で中心市街地に来訪する市民の割合は増加傾向にある。
- ・中心市街地を魅力的に感じる度合いについては5年前と「変わらない」との回答が5割程度、現在の中心市街地の満足度については「どちらとも言えない」が5割程度であり、市民の中心市街地への関心度の低さが伺える。
- ・今後、中心市街地の街づくりに望むものについては、「利用しやすい駐車場」と「飲食店（ランチ）やカフェ」がそれぞれ2割程度で、続いて「日用品や生鮮品が買えるお店」や「利便性の高い図書館」、「子どもが遊べる公園や屋内施設」がそれぞれ1割程度の割合で求められている。
- ・この結果から、街なかへの交通アクセスについて検討を深めていくことや魅力的な目的地（お店等）を増やすことで交通の利便性や街なかへの関心を高め、市民の来訪頻度の向上を図る必要性がある。

### (3) 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

#### 【前期計画の総括を踏まえた今期計画の必要性とその内容概略】

##### 今期計画の必要性

- ・前期計画を進める中で本市の都市構造は変化してきており、①復興まちづくりにより新市街地として造成した蛇田地区等に人口移動とライフスタイルの移行が発生、②街なか居住を目指し各種施策を講じてきているものの、全国的な人口減少、少子高齢化のトレンドも相まって一朝一夕には進まない、③市民生活を支える場は中心市街地以外の場に移行している側面がある、ことがあげられる。
- ・一方、中心市街地が培ってきた地域資源や歴史性は、人との集いや楽しみ、公共的サービスを享受する場として都市のサービスを支え、都市の持続性を担保する拠点の役割を担っていることが明らかであり、また、第1期中心市街地活性化計画の策定以来、本市のコンパクトシティの中心拠点として、積極的に投資を行い、安全安心なまちづくりを進めてきたことから、引き続きこの長所を維持し、伸ばしていく計画が必要である。
- ・また、これまでの概ね10年間進めてきた東日本大震災からの復興まちづくりと連関する前期（第3期）計画はハード事業が中心であり、これからまちづくりにおいてはエリアマネジメントを見据えたソフト事業を中心とした計画が必要であり、今期計画を定めるものである。
- ・そこで、今期計画においては、遊休不動産を活用した新たな事業者の進出を図りつつ、居心地の良い歩きたくなる空間づくりを進めることを計画の柱とし、川沿いエリアの賑わいを中心市街地全体へと波及させ回遊性を生み出すことにより、中心市街地の求心力を高める。そのため、中心市街地内でチャレンジが生まれる環境をつくることを主軸とした目標を設定し、達成することを目指すこととする。

##### 前期（第3期）計画からの目標設定の変更について

###### 〔目標1「定住人口の増加〕」⇒今期計画では目標として設定しない

目標1については、全国的な人口減少・少子高齢化が顕著な中、当面新たな住宅需要の見込みがないことから今期（第4期）計画においては目標として設定しない。但し、中心市街地は石巻市立地適正化計画における「居住誘導区域（都市型居住促進エリア）」内であり、人口減少下においても一定程度の人口密度の維持が求められることから、目標としては設定しないが、引き続き注視していく。

###### 〔目標2「交流人口の増加〕」⇒今期計画では目標内容／目標指標を変更し継続設定

目標2については、目標値（石ノ森萬画館及びいしのまき元気いちばの来訪者数）を達成見込みであるものの、歩行者・自転車通行量については、川沿いエリアにおける通行量の増加が正確に反映されない指標となっているため、川沿いエリアを中心に計測地点を増加（12地点→18地点）させ継続設定することで、川沿いエリアの賑わいを中心市街地全体へ波及させる効果を実証する。

**[目標3 「市民活動参加者数の増加」] ⇒今期計画では目標内容／目標指標を変更し  
継続設定**

目標3については、目標値（市民交流施設4施設の利用者数）を達成したが、かわまち交流センター（かわべい）の利用者の増加に因るところが大きく、中心市街地全体での市民の日常づかいとしての利用によるものだとは言いがたい。そこで、今期計画においては、さらに4施設を追加し継続設定することで、市民が中心となった日常づかいの場として多世代が安心して集える空間づくりの効果を実証する。

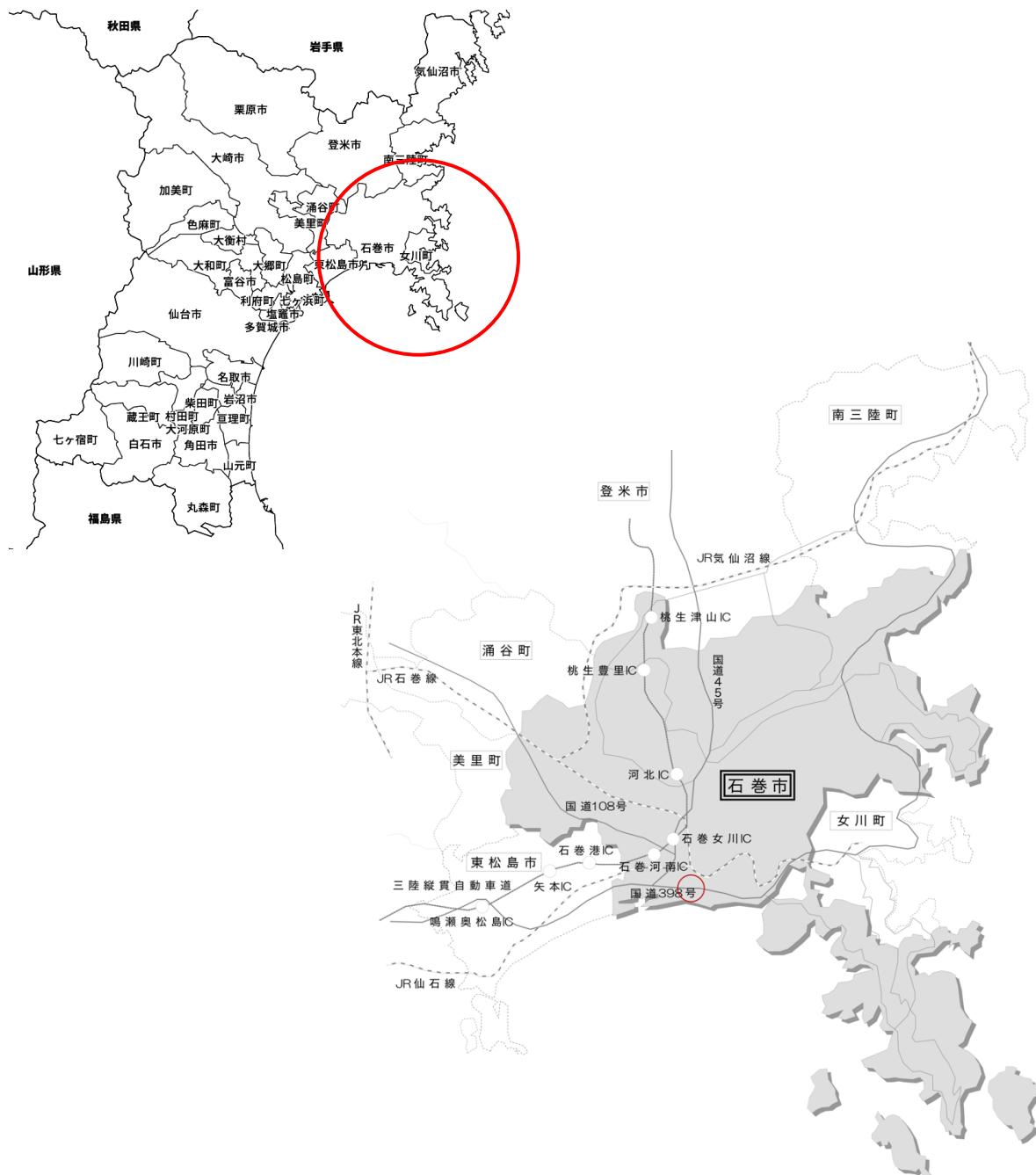
## 2. 中心市街地の位置及び区域

### [1] 位置

#### 位置設定の考え方

- 石巻市は、広域石巻圏の行政、業務、商業、通勤・通学などにおける中心都市であり、宮城県下第2の都市として、県北まで含めた広域的な商圏を有している。
- 江戸時代からの海運で栄えた北上川河口部に広がる平野部の商業地域を中心に、JR石巻駅から南東、中瀬地区までの範囲を中心市街地とする。

#### (位置図)

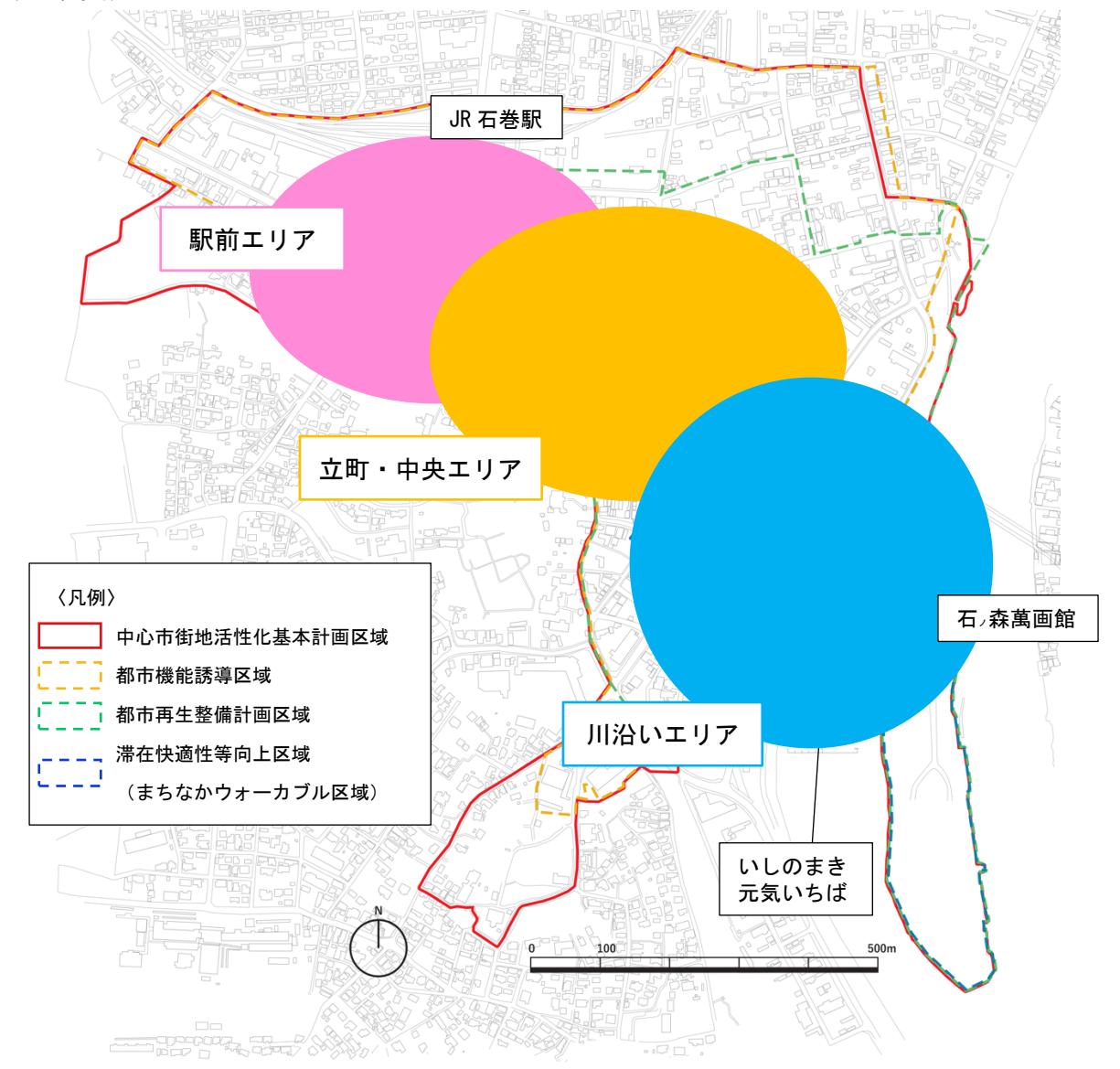


## [2] 区域

### 区域設定の考え方

- 石巻市の玄関口であるJR石巻駅を含む直径1kmの徒歩圏区域であり、立地適正化計画に定める都市機能誘導区域（サービス拠点形成エリア）や都市再生整備計画区域と重複する区域で、中心市街地の活性化として必要な商業、行政、文化、交流、観光などの主要となる都市機能のつながりを考慮した約56.4haの下図の区域とする。
- 区域内は、施設等の立地状況、機能特性から概ね3つのエリアに分けられる。
  - ①「駅前エリア」…交通、行政、医療、福祉機能
  - ②「立町・中央エリア」…生活、文化、交流、商業機能
  - ③「川沿いエリア」…観光、商業、交流、交通機能
- 事業の実施にあたっては、エリア毎で特徴や属性が異なる部分があるため、その特性をつかんだ事業展開が必要であるが、今期計画においては街なか全体で抱える課題感について概ね共通する部分も多いため、一体的に取り組むこととする。

(区域図)



### [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要 件	説 明
<b>第1号要件</b>  当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相当数の小売業者が集積している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体に占める中心市街地の小売店舗数の割合は10%程度、小売業従業員数の割合は約6%程度となっている。(令和3年度)</li> </ul> </li> <li>●都市機能が相当程度集中している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地には、市役所を始めとして市立病院、ささえあいセンター、防災センターなどが石巻駅周辺に、さらに、石巻市子どもセンター（らいつ）、石巻健康センター（あいプラザ・石巻）、石巻税務署、金融機関などが立地し、石巻市の社会経済を中心的に支える都市機能が充実している。</li> </ul> </li> <li>●市町村の中心とした役割を果たしている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地内には、JR仙石線、JR仙石東北ライン及びJR石巻線の乗換駅であるJR石巻駅がある。また、民間路線バスや住民バスがJR石巻駅及びかわまち交通広場を結節点として運行している。</li> </ul> </li> </ul>
<b>第2号要件</b>  当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中心市街地における商業活力が停滞している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地内において、小売業のみならず、市全体に占める事業所数、従業者数が東日本大震災、新型コロナウィルス感染症の影響により、一段と低下している。</li> </ul> </li> <li>●歩行者・自転車通行量が減少していること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成元年から調査を継続している中心市街地内の12調査地点における歩行者・自転車通行量について、平成30年度から平日、休日ともに減少し続けている。※但し、川沿いエリアについては増加傾向にある。</li> </ul> </li> <li>●遊休不動産が多くあること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地において、後継者不足や事業承継の進捗が新型コロナウィルス感染症の影響により、空き店舗や低未利用土地といった遊休不動産の増加に拍車を掛けている。</li> </ul> </li> </ul>

<p><b>第3号要件</b></p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>●既存計画との整合について</p> <p>◎第2次石巻市総合計画基本構想（令和3年度～令和12年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の方針の方針1において『都市機能がコンパクトに整った集約型市街地の形成』を謳っており、「本市の市民活動の中心地としての役割をはたしてきた中心市街地が、将来にわたってまちの活力の中心地として機能し続けるよう、市民の多様なニーズに応える都市機能の更新を進めながら、市民生活と産業活動が活性化する土地利用を進める」としている。</li> </ul> <p>◎石巻市都市計画マスタープラン（令和4年度～令和22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想における将来都市構造において中心市街地を『都市核拠点』と位置づけ、「公共交通の結節点としての機能に加え、市民の多様なニーズに応え、市民活動と経済活動の中心としての役割を将来にわたり果たし続けられるよう、行政サービス及び商業業務機能、居住機能など、多様な機能をコンパクトに集積し、さらには水辺の空気感の中で時を楽しむ・人が集まり交流する、歩いて楽しいまちとするため、ユニバーサルデザインの導入促進と市街地の防災機能の強化に努め、石巻の顔として再活性化を目指す」としている。</li> </ul> <p>◎石巻市立地適正化計画（令和6年度～令和22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻市都市計画マスタープランに連動し、中心市街地を都市機能誘導区域（サービス拠点形成エリア）における『都市核拠点』として区域設定し、『市民活動、経済活動の中心となる拠点』をエリアビジョンとして掲げ、「社会生活を支える多様な都市機能が拠点内に立地し、公共交通や徒歩、自転車で容易にアクセスできる都市構造が実現し、拠点内への居住者・来訪者の増加と店舗や事務所の立地の好循環が形成され、多様な人との交流、石巻らしさうい感じる街並みに刺激を受けてクリエイティブ活動が活発化」することを目指すとしている。</li> </ul> <p>◎都市再生整備計画（令和4年度～令和8年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地を『石巻かわまちエリア』として区域指定し、整備目標として『かわまち交流拠点を起点として歩いて楽しめるウォーカブルな商店街の実現』を掲げ、「歩行者が安心して楽しく歩くことができる歩行者空間の創出、多くの市民が利用できる交流空間（パブリックスペース）の創出、官民連携による魅力ある滞留空間の創出」を目指しており、さらに、JR石巻駅からかわまち交流拠点までの導線を「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）に指定し、居心地の良い街なかの創出を目指すこととしている。</li> </ul>
--	---

	<p>◎石巻市産業振興計画（令和3年度～令和12年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの中心市街地活性化に係る取組・成果を踏まえて、引き続き、まちの文化を継承し、賑わいの場として維持し、商業機能のみならず、石巻市の「中心市街地」として、多様な機能の更なる充実を図っていくこととしている。</li> </ul> <p>◎石巻市総合交通計画（令和4年度～令和8年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JR石巻駅を『中核拠点』と定め、その役割を「公共交通の中核として当該拠点を中心にネットワークを形成する、基本となる拠点」「高い乗り継ぎ利便性及び快適に待ち合い可能な環境を確保」するとしており、また、いしのまき元気いちばを『都市拠点』と定め、「市民の目的地であり、公共交通の乗り継ぎ機能も有する拠点」「快適に待ち合い可能な環境を確保」するとしている。</li> </ul> <p>○石巻市震災復興基本計画（平成23年度～令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地エリアの土地利用の考え方として、河川堤防と一体となったまちづくりを基本とし、新たな土地活用の手法を導入しながら市街地再開発等を行い、商業業務機能や居住機能のほか、多様な都市機能を集積させ、にぎわいある新生中心市街地を目指す土地利用を推進する」としている。</li> </ul> <p>●既存ストック活用による財政負担の軽減について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地は道路や下水道などの都市基盤施設が充実しており、今後における市の厳しい財政状況を踏まえると、区域内に多様な都市機能を誘導しコンパクトな市街地を形成することが、ストック活用の観点からも財政的負荷を軽減させることにつながる。</li> </ul>
--	--

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### 前期（第3期）計画を踏まえた今期計画の考え方

今期計画は、前期計画で解決出来なかった課題や、東日本大震災からの復興の過程で変化した街の姿への対応のため、目指すべき中心市街地の将来都市像について以下のとおり定め、基本方針について前期から変更し新たに設定する。目標、目標指標は、前期計画における成果や現在の中心市街地の状況、今期計画での事業を踏まえて設定する。

##### 〈目指す中心市街地の都市像〉

街なかの魅力を活かしさまざまなチャレンジが生まれ、安心して楽しく回遊できるまち

- ◎「街なかの魅力」とは…これまで培ってきた食、川、マンガ・アート、湊町としての歴史や文化（人と人とのつながりを大事にする）、新たなチャレンジを応援する雰囲気
- ◎「さまざまなチャレンジ」とは…空き地や空き店舗、広場、公園、既存のスペースなどを使って市民や市内外の事業者がこれまでやりたいと思っていたことを行動に移すこと
- ◎安心して楽しく回遊できるとは…
  - 1) 目的地がたくさんある
  - 2) 居心地が良い
  - 3) 石巻の街ならしさ（ここにしかない魅力）を感じられること

⇒さまざまなチャレンジを目的に人が集まることで、1)～3)が満たされ、安心して楽しく回遊できるまちとなることで、中心市街地の市民による利活用促進や、更多的な観光客等の誘致、消費拡大につなげる。

基本方針1：まちへの関わりしろを増やし、チャレンジが生まれるまち

目的1：多様な人々が関わりやすく挑戦できるきっかけや支援がある  
中心市街地の形成

目標1：訪れたいと思う目的地の増加

指標①：新規出店数

基本方針2：多世代が安心して集えるまち

目的2：誰もが居心地良く感じられる中心市街地の形成

目標2：誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進

指標②：市民交流施設8施設の利用者数

基本方針3：市民の力・地域の資源を活かした歩きたくなるまち

目的3：街なかならではの魅力が感じられる中心市街地の形成

目標3：中心市街地の回遊の性向上

指標③：歩行者・自転車通行量（18地点）

（参考指標）

- ①川沿い2施設（石ノ森萬画館、いしのまき元氣いちば）の来訪者数
- ②川沿いエリア（かわまち交流広場、かわまちオープンパーク（堤防一体空間））でのイベント数

## **基本的な方針及び目標設定**

基本的な方針として、以下3点を設定する。

### **基本方針1 「まちへの関わりしろを増やし、チャレンジが生まれるまち」**

#### **〔目標1 指標①：新規出店数〕**

- ・中心市街地のこれまでのまちづくりの経緯と現況を鑑みたとき、遊休不動産等を活用した市民や観光客等来訪者にとって訪れたいと思える場所=「目的地」が特に必要である。
- ・このことから、市民や事業者等の多様な人々（主体）が関わりやすく、挑戦できるきっかけや、支援体制などの環境づくりにより、街なかにチャレンジが創出されることを目指し、新たに出店した店舗の数を目標として設定する。

### **基本方針2 「多世代が安心して集えるまち」**

#### **〔目標2 指標②：市民交流施設8施設の利用者数〕**

- ・前期計画で設定した市民交流施設4施設に、新たに整備されるなどした4施設を加えた市民交流施設8施設の利用者数を目標指標として設定する。
- ・川沿いエリアの賑わいを中心市街地全体へと波及させるためには、目的地が十分にあることに加え、若者、働き盛り世代、子育て世代、高齢者世代など誰にとっても居場所があり、居心地が良いと感じられる場づくりが必要である。
- ・このことから、多世代が交流を目的に利用できる公共的スペースの利用増進により、交流施設を核に市民がそれぞれの居場所づくりやつながりづくりに参加することを目指す。

### **基本方針3 「市民の力・地域の資源を活かした歩きたくなるまち」**

#### **〔目標3 指標③：歩行者・自転車通行量〕**

- ・前期計画で設定した12地点に、エリアごとの人の流れを詳細に把握するため、6地点を加えた18地点での歩行者・自転車通行量を目標指標として設定する。
- ・これまでの成果を踏まえ、市民による様々な活動を継続させながら、地域の魅力を感じ歩きたくなる仕掛けや空間づくりを進めていく必要がある。また、中心市街地は石巻市立地適正化計画において「都市機能誘導区域（サービス拠点形成エリア）」を包含しており、社会生活を支え、多様な都市機能の集積を求めていくエリアであることから、交通アクセスの改善等も含め検討する。
- ・市民が中心となった使いやすい環境づくりを進め、市民・事業者らによる地域の魅力発信や一層の磨き上げによって、市民にとっても国内外からの来訪者にとっても、街ながらしさを感じられる機会や場の運営により、回遊性の向上、市民の中心市街地への来訪頻度の向上へつなげる。

## 今期（第4期）計画の方針と目標

基本的な方針	中心市街地活性化の目標	目標指標	基準値(R5)	今期推計値(R11)	今期目標値(R11)
まちへの関わりしろを増やし、チャレンジが生まれるまち	訪れたいと思う目的地の増加	新規出店数(店舗)	新規設定	20 店舗	30 店舗
多世代が安心して集まるまち	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進	市民交流施設 8 施設の利用者数(人/年)	306,154 人	323,000 人	373,000 人
市民の力・地域の資源を活かした歩きたくなるまち	中心市街地の回遊性向上	歩行者・自転車通行量(人)※18 地点	23,837 人	24,700 人	27,000 人
	【参考指標①】 川沿い 2 施設（石ノ森萬画館、いしのまき元気いちば）の利用者数(人/年)	1,576,973 人			1,661,000 人
	【参考指標②】 川沿いエリア（かわまち交流広場、かわまちオープンパーク（堤防一体空間））でのイベント数	37 回			50 回

※市民交流 8 施設（あいプラザ・石巻、旧観慶丸商店、かわまち交流センター、イトピアホール、石巻市子どもセンターらいつ、ささえあいセンター、寿楽荘、石巻中央公民館）

## 目標指標（数値目標）の考え方

### 【新規出店数に関する事業】

- 今期計画では街なか出店サポート事業によって、創業を検討している事業者のワンストップ窓口を設け、中心市街地内の遊休不動産に関する情報を収集・整理し、相談に訪れた事業者へこれら情報を提供するとともに、空き地・空き店舗補助金事業や創業支援制度を紹介することによって中心市街地内における空き店舗等を活用した新規出店者の増加を目指す（実施時期令和 7 年度～令和 11 年度、事業効果 30 店舗増）。
- 数値目標の考え方については、空き地・空き店舗補助金の令和 3 年度～令和 6 年度（9 月時点）までの活用実績が累計 16 件であり、新たな施策を実施しなかった場合の新規出店数は 4 店舗／年が継続すると想定する。
- そのうえで、出店サポートセンターの設置効果により 2 店舗／年の増加を見込むこととし、計画期間の 5 年間で累計 30 店舗の出店を目指し、目標指標を設定する。

### ※参考

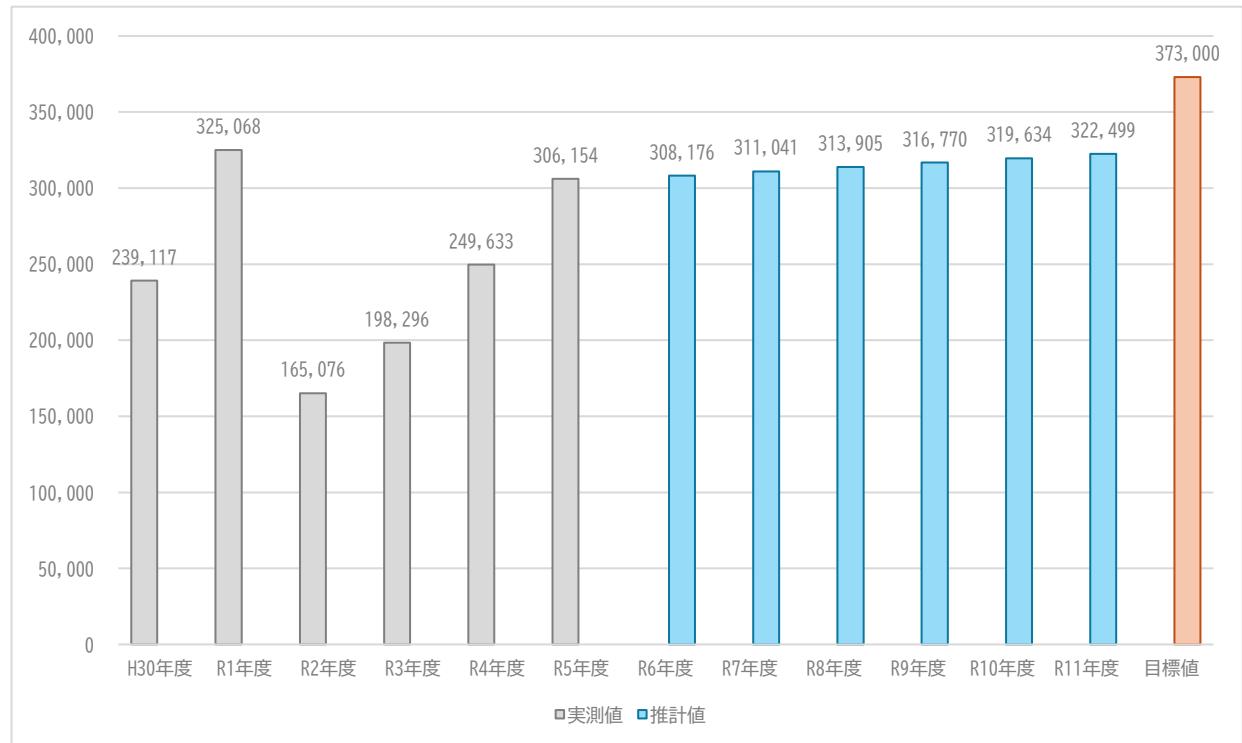
- 空き地・空き店舗補助金の活用実績

年度	件数	交付決定額
R3 年度	5 件	約 744 万円
R4 年度	5 件	約 539 万円
R5 年度	3 件	約 260 万円
R6 年度	3 件	約 270 万円

- 目視確認による中心市街地の空き店舗数…78 店舗（令和 6 年 6 月時点）

## 【交流施設の利用者数に関する事業】

- ・前期計画で実施した市民交流施設4事業に加えて新たに4施設の運営事業を追加した8施設における交流施設の利用者数の増加を目指す（実施時期 令和7年度～令和11年度、計画効果約67,000人増）。
- ・数値目標の考え方については、新たな施策を実施しなかった場合、コロナ禍による行動制限解除後の令和5年度の数値から令和11年までに約4%程度増加するものと推計した。
- ・そのうえで、計画策定時における各施設の利用状況と利用者見込みを加味し、施設ごとの利用促進策や個別行事の実施、施設管理者間での情報共有及び相互利用を促進させるための会議の場等の設置による連携イベント等を実施していくことで、市民の積極的な施設活用・相互利用を促し、推計値に対して計画期間の5年間で約50,000人程度の増加を目指し、目標指標を設定する。

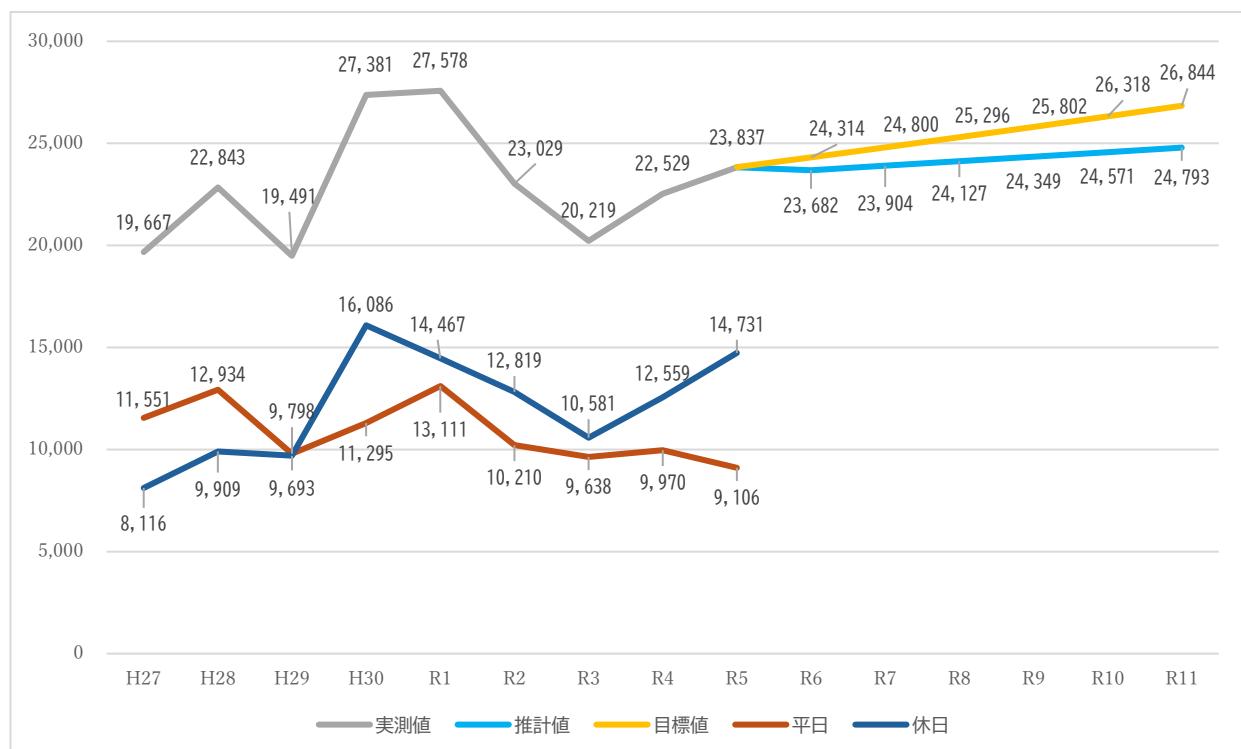


## 【歩行者・自転車通行量の増加に関する事業】

- ・前期計画までに目標値として計測を実施してきた12地点に加え、賑わいの拠点となっている川沿いエリアの歩行者・自転車通行量を計測できる6地点を加えた計18地点において通行量の増加を目指す（実施時期 令和7年度～令和11年度、計画効果約3,000人増）。
- ・数値目標の考え方については、新たな施策を実施しなかった場合、コロナ禍による行動制限解除後の令和5年度の数値から令和11年までに約4%程度増加するものと推計した。
- ・そのうえで、市民にとっての日常づかいとしての街なかの魅力向上を目指し、街なか出店サポート事業や空き地空き店舗活用助成金を実施することで、市民が日常的に利

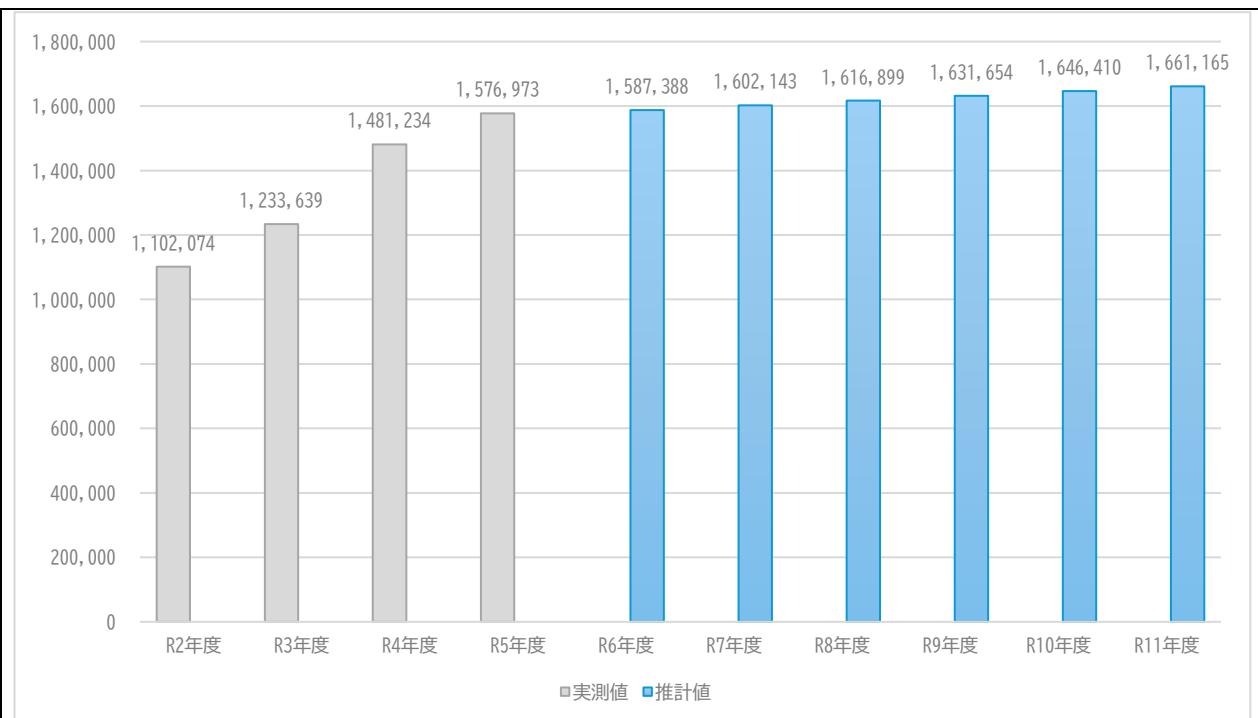
用する店（目的地）を増やしていくほか、かわまちエリアプラットフォーム取組推進事業などにより、下落傾向が続く平日の歩行者・自転車通行量の増加が図られ、市民や観光客が川沿いエリアから中心市街地全体に足を運ぶような官民連携の取組を進めしていく。

- ・また、南浜エリアや各種団体と連携した街なかの周遊・滞在時間向上事業、街なかアクセス向上事業、街なか滞在時間快適性向上事業等の実施により、中心市街地へのアクセス改善と中心市街地内のアクセス（2次的交通）充実化、街なかを回遊する仕組みづくりが連関し相互作用を引き起こすことで、推計値に対して計画期間の5年間で約2,000人程度の増加を目指し、目標指標を設定する。



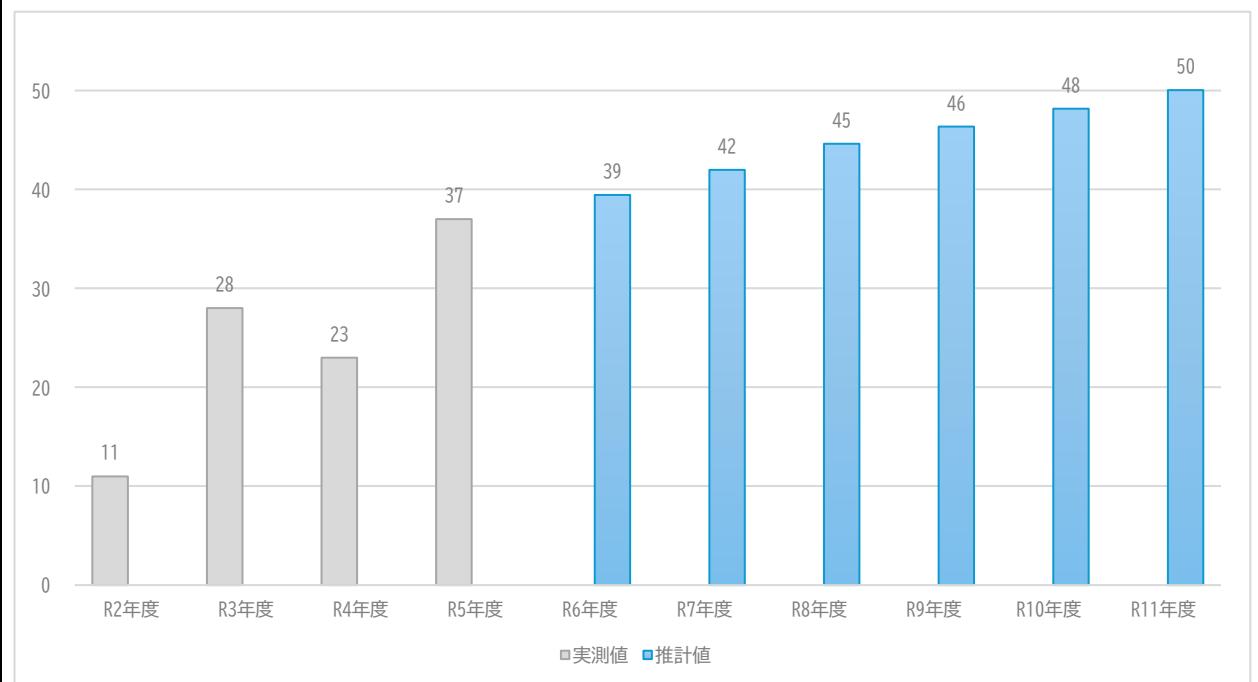
### 【参考指標について】

- ・川沿いエリアの賑わいを街なかへ波及させることを目的の1つとしているため、前期計画で目標指標としていた以下2つの数値指標については、各目標の達成に向けた管理のための参考指標とし、効果的な事業展開を行う。
- 川沿い2施設（石ノ森萬画館及びいしのまき元氣いちば）の来訪者数の考え方
  - ・石ノ森萬画館実施事業及びいしのまき元氣いちば運営事業の実施により、川沿いエリアの賑わいを持続させることで、歩行者・自転車通行量の推計値（令和11年度までに約4%増加）と同程度の増加を目指す。



●川沿いエリア（かわまち交流広場及びかわまちオープンパーク（堤防一体空間））でのイベント数の考え方

- ・都市再生整備計画（令和5年11月変更）における目標値を参照し、今期計画の効果発現により継続的な増加を目指す。



## 目標指標の計測方法について

### ◎新規出店数

調査方法：全数調査

調査月：各年12月頃

調査主体：市、民間事業者

調査対象：中心市街地エリア内

算出方法：全数調査により店舗立地状況を把握し、前年度の結果との比較によって  
新規出店数を算出

### ◎市民交流施設 8 施設の利用者数

調査方法：各施設運営（管理）者からの報告

調査月：各年度末

調査主体：市

調査対象：①かわまち交流センター、②石巻健康センターあいプラザ・石巻、

③イトピアホール、④旧観慶丸商店、⑤寿楽荘、

⑥子どもセンターらいつ、⑦ささえあいセンター、⑧中央公民館

算出方法：各年度4月1日から3月31日までの利用者数の合計値によって算出

### ◎歩行者・自転車通行量（悪天候の場合等には予備日にて調査）

調査方法：平日、休日の各1日間の午前9時～午後6時までの通行量を測定

調査月：各年10月

調査主体：市

調査対象：中心市街地エリア内計18か所における歩行者及び自転車の通行量

算出方法：各日の通行量の合計値によって算出

### ○（参考）川沿い2施設の来訪者数及び川沿いエリアでのイベント数

調査方法：各施設運営（管理）者からの報告

調査月：各年度末

調査主体：市

調査対象：①石ノ森萬画館、②いしのまき元気いちば

③かわまち交流広場、④かわまちオープンパーク（堤防一体空間）

算出方法：各年度4月1日から3月31日までの来訪者数、イベント数の合計値によ  
って算出

# 第4期 石巻市中心市街地活性化基本計画

## 中心市街地が抱える課題

・空き店舗や低未利用土地（遊休不動産）が多く残っているもしくは増加している

・川沿いエリアの賑わいが中心市街地全体へ波及しておらず、回遊につながっていない

・市民の街なかへの来訪頻度が低下しており、市民の日常づかいにつながっていない

・新規創業や事業承継支援の充実化、遊休不動産の流動化を促進し活用を図る

・街なかの魅力（食、マンガ、個店等）を更に磨きあげ、情報発信の強化を図る

・市民が中心となった利活用しやすい環境づくり、アクセス性向上を図る

## 街なかの魅力を活かしさまざまなチャレンジが生まれ、安心して楽しく回遊できるまち

歴史・文化・川湊といった石巻の中心市街地にしかない魅力を活かし、市民や観光客の目的地となる店舗や居場所を増やすことで、多くの賑わいが生まれ、街なかならではのものが感じられる、誰にとっても居心地がよい歩きたくなるまちを目指します。

### 【経済活力向上】 基本方針① まちへの関わりしろを増やしチャレンジが生まれるまち

### 【賑わい創出】 基本方針② 多世代が安心して集まるまち

### 【ウォーカブル推進】 基本方針③ 市民の力・地域の資源を活かした歩きたくなるまち

#### 多様な人々がまちに 関わり挑戦できる きっかけや支援がある 中心市街地の形成

##### 目標達成に向けた主要な事業

- ◎空き地・空き店舗活用助成金
- ◎空き家・空き店舗リノベーション事業
- ◎創業支援事業
- ◎街なか創業・事業継承支援事業
- ◎街なか出店サポート事業
- ◎マンガクリエイター支援事業
- ◎文化通り再生事業
- ◎街なかフィールドワーク等連携事業

目的（地）が増えることにより人が集い、街なかの魅力が向上し、それが更なる呼び込みとなる好循環を作っていく

#### 誰もが居心地良く 感じられる 中心市街地の形成

##### 目標達成に向けた主要な事業

- ◎石巻市かわまち交流拠点施設管理運営事業
- ◎石巻市子どもセンター事業
- ◎ささえあいセンター活用事業
- ◎石巻健康センターあいプラザ・石巻活用事業
- ◎老人福祉センター寿楽荘活用事業
- ◎まちなかコミュニティホール活用事業
- ◎旧觀慶丸商店保存活用事業
- ◎石巻中央公民館管理運営事業
- ◎街なか居場所づくり事業

施設利用者が増えることにより、公共的スペースを核に市民がそれぞれの居場所やつながりを作っていく

#### 街なかならではの ものを感じられる 中心市街地の形成

##### 目標達成に向けた主要な事業

- ◎石巻マンガロード整備活用・発信事業
- ◎街なかイベント開催助成金
- ◎デジタルサイネージ管理・運用事業
- ◎石巻かわまちエリアプラットフォーム取組推進事業
- ◎中瀬公園活用検討推進事業
- ◎街なかアクセス向上事業

市民に愛され、市民自身が愛着（シビックプライド）を持つて居場所を作っていく

《掲載事業数》  
新規：12事業／継続：26事業  
変更：8事業 計46事業

#### 〈目標1〉 訪れたいと思う目的地の増加

##### 【指標1】 新規出店数

目標値(R11)  
30店舗

#### 〈目標2〉 誰にとっても居場所があり 交流できる機会の増進

##### 【指標2】 市民交流施設8施設の利用者数

基準値(R5)  
306,154人 ➡ 目標値(R11)  
373,000人

#### 〈目標3〉 中心市街地の回遊性の向上

##### 【指標3】 歩行者・自転車通行量

基準値(R5)  
23,837人 ➡ 目標値(R11)  
27,000人

##### 〔参考指標〕

①川沿い2施設（石ノ森萬画館、いしのまき元気いちば）の来訪者数 基準値：1,576,973人(R5) → 目標値：1,661,000人 (R11)

②川沿いエリア（かわまち交流広場、かわまちオープンパーク（堤防一体空間））でのイベント数 基準値：37回(R5) → 目標値：50回 (R11)

■掲載事業一覧

※目標指標との連動における凡例：◎：主要事業／○：関連事業／●：参考指標

No	事業区分 (新規／ 継続／ 変更)	目標指標との連動			事業名	実施主体	区分					支援措置等				
		①新規 出店	②施設 利用	③通行量			§ 4 都市施設	§ 5 都市福利	§ 6 住宅	§ 7 経済活力	§ 8 公共交通	(1) 特別支援	(2)① 認定特例	(2)② 認定支援	(3) その他 支援	(4) 支援無し
1	継続	◎			空き地・空き店舗活用助成金	市	○		○	○			○			
2	新規	◎		○	街なか出店サポート事業	市、民間事業者	○			○			○			
3	継続		○	○	中瀬公園整備事業	市	○								○	
4	継続			○	東中瀬橋整備事業	市	○				○				○	
5	新規	○	○	◎	中瀬公園利活用検討推進事業	市、民間事業者	○								○	
6	変更	◎			空き家・空き店舗リノベーション事業	民間事業者	○		○	○						○
7	新規	○	◎	○	街なか居場所づくり事業	市、民間事業者、石巻専修大学	○	○								○
8	新規	○	○	○	街なかフィールドワーク等連携事業	石巻専修大学、市、民間事業者	○	○		○	○					○
9	継続	◎	○	○	マンガクリエイター支援事業	市、(株)街づくりまんぼう		○		○			○			
10	継続		◎		石巻市子どもセンター事業	市(指定管理者)		○							○	
11	継続		◎		ささえあいセンター活用事業	市		○							○	
12	変更			○	文化財ガイドボード等整備事業	市		○							○	
13	継続		◎	●	石巻市かわまち交流拠点施設管理運営事業	市(指定管理者)		○								○
14	継続		◎		石巻健康センター あいプラザ・石巻活用事業	市(指定管理者)		○								○
15	継続		◎		まちなかコミュニティホール活用事業 (旧生協)	みやぎ生活協同組合、(株)街づくりまんぼう		○								○
16	継続		◎		老人福祉センター寿楽荘活用事業	市(指定管理者)		○								○
17	継続		◎		旧観慶丸商店保存活用事業	市(指定管理者)		○								○
18	継続		◎		石巻中央公民館管理運営事業	市		○								○
19	継続		○		旧石巻ハリストス正教会教会堂活用事業	市		○								○
20	継続			○	定住促進住宅取得等補助金	市			○				○			
21	継続	◎		○	創業支援事業	市				○			○			
22	変更			◎	石巻マンガロード整備活用・発信事業	市、(株)街づくりまんぼう				○			○			
23	継続			○	石巻川開き祭り	石巻川開祭り実行委員会			○				○			
24	継続		○	○	地方創生ゲームアプリによる賑わい創出事業	市			○				○			
25	継続			◎	中心市街地調査検証業務	市				○			○			
26	継続	○		◎	街なかイベント開催助成金	市、民間事業者(石巻商工会議所)				○			○			

	事業区分 (新規／ 継続／ 変更)	目標指標との連動			事業名	実施主体	区分					支援措置等				
		①新規 出店	②施設 利用	③ 通行量			§ 4 都市施設	§ 5 都市福利	§ 6 住宅	§ 7 経済活力	§ 8 公共交通	(1) 特別支援	(2) ① 認定特例	(2) ② 認定支援	(3) その他 支援	(4) 支援無し
27	継続		○	●	石ノ森萬画館実施事業	市（指定管理者）				○			○			
28	新規		○	○	南浜エリアや各種団体と連携した街なかの周遊・滞在時間向上事業	市、民間事業者				○			○			
29	継続	○	○	●	かわまちエリアマネジメント事業	民間事業者、市				○					○	
30	新規	○	○	◎	石巻かわまちエリアプラットフォーム取組推進事業	市、都市再生推進法人、民間事業者、他				○	○				○	
31	新規	◎		○	文化通り再生事業	民間事業者				○						○
32	継続			○	Reborn Art Festival	Reborn-Art Festival 実行委員会、AP bank				○						○
33	変更	○		○	橋通り賑わい創出・再生事業	民間事業者				○						○
34	継続			○	離島航路運営事業	網地島ライン(株)				○	○					○
35	変更			○	猫を活かしたまちづくり	民間事業者				○						○
36	変更		○	●	いしのまき元気いちば運営事業	(株)元気いしのまき				○						○
37	変更	○		○	石巻の食発信事業	民間事業者、(一社)石巻観光協会、(一社)石巻圏観光推進機構、石巻商工会議所、市				○						○
38	継続	◎		○	街なか創業・事業承継支援事業	石巻商工会議所				○						○
39	継続	○	○	○	まちなか駐車券サービス事業	(株)街づくりまんぼう				○	○					○
40	新規	○		○	朝活・夜活プロジェクト	民間事業者、市				○						○
41	変更			○	街なかインバウンド対応力向上事業	(一社)石巻観光協会、(株)街づくりまんぼう、(一社)石巻圏観光推進機構、石巻商工会議所、民間事業者、市				○						○
42	継続			○	石巻観光案内センター運営事業	市、(一社)石巻観光協会				○						○
43	新規			○	街なか魅力向上事業	(一社)石巻観光協会、(一社)石巻圏観光推進機構、石巻商工会議所、民間事業者				○						○
44	新規			○	街なかアクセス向上事業	市、民間事業者、石巻専修大学				○		○				
45	新規			○	街なか滞在時間快適性向上事業	市、民間事業者				○		○				
46	新規		○	◎	デジタルサイネージ管理・運用事業	市、(株)ミヤコーバス、JR 東日本、網地島ライン(株)				○		○				

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [ 1 ] 市街地の整備改善の必要性

###### ① 現状分析

- ・ 石巻市の中心市街地は、行政機関や金融機関、文化施設、商業施設、医療施設など市民の生活を支える多様な都市機能が集積した歴史ある地区で、古くから市の中心的役割を果たしてきた。
- ・ 東日本大震災により甚大な被害を受けたが、区画整理事業や道路事業を始めとした複数の復興事業が実施されたことにより、復興に向けた市街地の整備が着実に進められた。
- ・ 一団地の津波復興拠点整備事業により、駅前エリアでは、「防災センター」「ささえあいセンター」「市立病院」等の施設が整備され、行政・医療・福祉機能の充実が図られた。また、川沿いエリアでは、河川堤防の整備とそれに伴うかわまちづくり整備事業や観光交流施設（公共施設）整備事業の進捗により、観光・商業・交流機能の充実が図られた。
- ・ 石巻市都市計画マスタープランでは、「まちなか商業・業務地」とし、川沿いエリアを交流人口の創出拠点と位置づけ、かわまちの歴史や文化などの特性を活かした空間を生み出すことで、まちの顔として賑わいを創出し、住民や観光客の交流促進を契機に活性化を図る。また、JR石巻駅周辺は、防災・医療・福祉が一体となった防災拠点及び交通結節点としての機能強化を図る、とされている。
- ・ 石巻市立地適正化計画においても都市機能誘導区域（サービス拠点形成エリア）の都市核拠点として位置づけられていることから、誘導施設（拠点形成施設）の立地を誘導することとされており、中心市街地は市民活動、経済活動の中心となる拠点として、行政、商業、医療施設、子育て、福祉施設、交流・観光施設の充実を図り、都市の中心的な役割を果たすこととされている。

###### ② 事業の必要性

- ・ 復興事業（ハード整備）は一定程度完了したが、継続して行われる事業が複数存在するため、事業の完遂に向けて引き続き着実な進捗を図る必要がある。また、整備された施設のより有効な活用や運営に注力する必要がある。
- ・ 商店街や街づくり会社を始めとした民間事業者による街並み作りの取組（ソフト事業）に対して必要な支援を講ずることにより、公共事業と民間事業との相乗効果による一体的な市街地整備を実施する必要がある。

###### ③ フォローアップ

- ・ 本基本計画に位置付けた事業は、年度ごとに事業の推進調査を行い、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】空き地・空き店舗活用助成金

【事業実施時期】	令和3年度～令和11年度
【実施主体】	市
【事業内容】	中心市街地の空き地・空き店舗の取得や賃借、リノベーション等を行う際に要する経費を助成することにより、遊休地の活用や新たな出店を促進する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	訪れたいと思う目的地の増加		
【目標指標】	新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業	【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度
【その他特記事項】	【支援主体】 総務省 区域内		

【事業名】街なか出店サポート事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	市、民間事業者		
【事業内容】	中心市街地の空き地・空き店舗等の調査・整理を実施するとともに、中心市街地内の出店を検討している事業者への不動産情報の提供や事業計画立案支援を行う窓口として（仮称）街なか出店サポートセンターを設け運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業	【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度
【その他特記事項】	【支援主体】 総務省 区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】中瀬公園整備事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和9年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	中瀬地区に、水辺環境を活かし、交流・歴史伝承・学習の場としての機能を有する公園を整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中瀬地区を賑わいの中心拠点とし、旧北上川両岸の回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】東中瀬橋整備事業

【事業実施時期】	平成30年度～令和8年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	旧北上川左岸側から中瀬地区へのアクセス道路であり、自転車歩行者道路として整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、旧北上川両岸との往来を促し、中心市街地のアクセス性と回遊性の向上につながる。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】中瀬公園利活用検討推進事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和9年度		
【実施主体】	市、民間事業者		
【事業内容】	中瀬公園を、民間事業者による営業活動や市民活動を中心に運営する手法について社会実験を重ねながら検討を行う。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設 8 施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中瀬公園を賑わいの中心拠点とし、旧北上川両岸の回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がない他の事業

【事業名】空き家・空き店舗リノベーション事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	地域に眠る遊休不動産を掘り起こし、それを活用したいと考える事業者・アーティストの意向をもとに改修を行うとともに、その運営を通して起業支援・移住促進を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加		
【目標指標】	新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】街なか居場所づくり事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	市、民間事業者、石巻専修大学		
【事業内容】	遊休不動産や既存施設の空きスペース等を活用することにより、高校生や大学生などの若者世代、子育て世代の交流促進に資する空間の整備運用に向けて社会実験等を行いながら検討する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			

【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設 8 施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		

【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】街なかフィールドワーク等連携事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	石巻専修大学、市、民間事業者		
【事業内容】	石巻専修大学を中心に、高等学校を巻き込み、中心市街地において街のことを若年世代から知る機会の増進に繋がるゼミ活動（フィールドワークやイベントの実践）を行う。あわせて、中心市街地に活動を支援する拠点等の整備を検討する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に高校生や大学生の来訪頻度を増加させ、滞在時間の上昇や回遊性向上、魅力発信につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [ 1 ] 都市福利施設の整備の必要性

#### ① 現状分析

- 石巻健康センター（あいプラザ・石巻）の立地や、民間医療施設が集積していることに加え、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた石巻市立病院の石巻駅前への移転新築のほか、地域包括ケアシステムの拠点となるささえあいセンターの整備、老朽化していた老人福祉センター寿楽荘の移転新築などが行われ、医療・福祉機能が充実した環境が形成されている。
- 東日本大震災により被害を受けた、旧観慶丸商店や、旧石巻ハリストス正教会教会堂等の歴史的建造物の復旧が完了したことで、中心市街地における歴史・文化発信拠点の整備が図られている。

#### ② 事業の必要性

- 施設の整備は概ね完了していることから、その活用や周知、他施設との連携を強化することによる更なる効果の発現を図り、中心市街地の新たな魅力として発信していく必要がある。
- 復興公営住宅の整備や、震災やその後の復興工事に伴う転出入の増加により、コミュニティ形成の不足が課題となっていることから、都市福利施設の整備とその運営に求められる役割は、これまで以上に大きくなっている。

#### ③ フォローアップ

- 本基本計画に位置付けた事業は、年度ごとに事業の推進調査を行い、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】マンガクリエイター支援事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和11年度		
【実施主体】	市、(株)街づくりまんぼう		
【事業内容】	「ヒトコマ」など中心市街地で行われるマンガの創作やアート活動を行う人材の育成及び支援事業に対して補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、多様な人材の発掘により、中心市街地での交流人口の増加や回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】石巻市子どもセンター事業

【事業実施時期】	平成25年度～令和11年度		
【実施主体】	市（指定管理者）		
【事業内容】	子どもの権利を柱に、子どもの声を事業や運営に生かした児童館運営を行い、子どもと地域や社会がつながるきっかけをつくる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	こども家庭庁

## 【その他特記事項】

## 【事業名】ささえあいセンター活用事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和11年度
【実施主体】	市
【事業内容】	地域包括ケアを推進する拠点として相談窓口の設置や次世代型地域包括ケアの機能に沿った活用を行う。

## 活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	こども家庭庁
【支援措置名】	母子保健衛生費国庫補助金（妊娠・出産包括支援事業）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

## 【事業名】文化財ガイドボード等整備事業

【事業実施時期】	令和7年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	本市の歴史や東日本大震災の被害状況等を市民や観光客に発信するほか、後世に末永く伝えていくため、中心市街地内に文化財関連の説明板及び案内板を設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地を歩きめぐる環境が整備され、回遊性の向上につながる。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（石巻かわまちエリア））		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

## (4) 国の支援がない他の事業

## 【事業名】石巻市かわまち交流拠点施設管理運営事業

【事業実施時期】	平成30年度～令和11年度
----------	---------------

【実施主体】	市（指定管理者）
【事業内容】	石巻市かわまち交流センター、石巻市かわまち立体駐車場、石巻市かわまち交通広場及び石巻市かわまち交流広場を指定管理により運営し、観光ハブ機能を有し、市民や観光客が気軽に利用できるスペースとして、サロン・ミーティングスペース・キッチン等の利用開放や、観光情報案内、イベントの開催等を行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	市民交流施設 8 施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】石巻健康センター あいプラザ・石巻活用事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～令和 11 年度
【実施主体】	市（指定管理者）
【事業内容】	健康・福祉の拠点施設として各種講座の展開や、プールやジム等の施設提供を行うことで、地域住民の健康づくりを推進する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進		
【目標指標】	市民交流施設 8 施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】まちなかコミュニティホール活用事業（旧生協）

【事業実施時期】	平成 24 年度～令和 11 年度
【実施主体】	みやぎ生活協同組合、(株) 街づくりまんぼう
【事業内容】	旧みやぎ生協イトピア店を改修し、みやぎ生協と街づくりまんぼう等の連携のもと、各種イベントや講演会、勉強会等を開催し、市民が集えるまちなかのホールとして活用する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進
------	------------------------

【目標指標】	市民交流施設 8 施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】老人福祉センター寿楽荘活用事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	市（指定管理者）		
【事業内容】	娯楽室や談話室、男女別の入浴施設を有する寿楽荘を拠点として各種事業（高齢者の健康・生きがいづくりなど）を実施し、地域交流の場として運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進		
【目標指標】	市民交流施設 8 施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】旧觀慶丸商店保存活用事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	市（指定管理者）		
【事業内容】	市指定文化財である歴史的建造物の保存を図りつつ、中心市街地における歴史・芸術・文化発信拠点として位置づけ、近辺の文化施設や産業施設と連携を図り運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進		
【目標指標】	市民交流施設 8 施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】石巻中央公民館管理運営事業

【事業実施時期】	昭和45年度～令和11年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	市民が主体的に学習活動を展開する「学びの場」として、市民の生涯学習の推進に向けて運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】旧石巻ハリストス正教会教会堂活用事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和11年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	市指定文化財である歴史的建造物の保存を図りつつ、中心市街地における歴史・文化発信拠点として、近辺の文化施設や産業施設及び中瀬公園整備事業と連携しながら運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、周辺施設との連携を図ることにより市民交流を促進し、施設利用者の増加につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】街なか居場所づくり事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	市、民間事業者、石巻専修大学		
【事業内容】	遊休不動産や既存施設の空きスペース等を活用することにより、高校生や大学生などの若者世代、子育て世代の交流促進に資する空間の整備運用に向けて社会実験等を行なながら検討する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		

【目標指標】	新規出店数／市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】街なかフィールドワーク等連携事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	石巻専修大学、市、民間事業者		
【事業内容】	石巻専修大学を中心に、高等学校を巻き込み、中心市街地において街のことを若年世代から知る機会の増進に繋がるゼミ活動（フィールドワークやイベントの実践）を行う。あわせて、中心市街地に活動を支援する拠点等の整備を検討する。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に高校生や大学生の来訪頻度を増加させ、滞在時間の上昇や回遊性向上、魅力発信につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### [ 1 ] 街なか居住の推進の必要性

#### ① 現状分析

- 石巻市では、人口減少や高齢化に伴い地域活力の低下や空洞化現象が見られることから、中心市街地を核に生活に必要な多様な都市機能を集積させ、公共交通と連携した快適に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。
- 東日本大震災以降、アートや文化等のクリエイティブな人材の移住や交流が見られ、中心市街地においては、若い世代を中心に職住近接の新たなライフスタイルが生まれつつある。
- 石巻市都市計画マスタープランでは、「まちなか住宅地」とし、中心市街地において利便性が高く安心して居住できる環境を目指し、幅広い世代にわたり多くの市民が住み続けたいと思える住環境の向上を図る、としている。
- 石巻市立地適正化計画においても中心市街地は居住誘導区域（都市型居住促進エリア）内に存在し、都市機能誘導区域（サービス拠点形成エリア）を中心に都市機能にアクセスしやすく、電車やバス等の公共交通によるスムーズな移動ができる歩いて暮らせる地域で、安全な居住地を形成するとともに、空き家・空き地等の低未利用資源を活用し、市外からの転入、市内の住み替えを促進する、としている。

#### ② 事業の必要性

- 石巻市内における空き家や空き地の発生状況や人口減少の傾向を考慮すると、コンパクトなまちづくりの推進には、中心市街地のみへの集中的な住宅供給施策ではなく、市全体としての住宅誘導施策に優先して取り組んでいくことが有効といえる。
- 中心市街地においては、既存ストックを活用した店舗や住宅のリノベーション等によって、市内外よりクリエイティブな人材の集積を図り、職と住が共存する地域の形成を図っていく必要がある。
- 市民生活を支える多様な都市機能の集積と居住者や店舗・事業所の増加が、新たな交流を生み出し、さらなる居住者や来訪者の増加によって歩行者・自転車通行量の向上へつながる好循環を生み出していく必要がある。

#### ③ フォローアップ

- 本基本計画に位置付けた事業は、年度ごとに事業の推進調査を行い、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】 定住促進住宅取得等補助金

【事業実施時期】	令和3年度～令和11年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	市外から中心市街地に転入する子育て世代に住宅取得に係る費用の補助を実施し、職と住が共存し、ウォーカブルで安全安心な住環境、コミュニティの形成を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における歩行者・自転車通行量を向上させ、市民交流施設の利用者数増加につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 空き地・空き店舗活用助成金〔再掲〕

【事業実施時期】	令和3年度～令和11年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	中心市街地の空き地・空き店舗の取得や賃借、リノベーション等を行う際に要する経費を助成することにより、遊休地の活用や新たな出店を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加		
【目標指標】	新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 空き家・空き店舗リノベーション事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	民間事業者
【事業内容】	地域に眠る遊休不動産を掘り起こし、それを活用したいと考える事業者・アーティストの意向をもとに改修を行うとともに、その運営を通して起業支援・移住促進を行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	訪れたいと思う目的地の増加		
【目標指標】	新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

### [ 1 ] 経済活力の向上の必要性

#### ① 現状分析

- かつては宮城県東部最大の商業集積地として栄えていたが、モータリゼーションの進展に伴う郊外への大型商業施設の進出などにより、商業機能の低下が進行していた。
- 東日本大震災で被害を受けた建物の多くが取り壊されたため、空き家や空き店舗の大規模な増加は無いものの、空き地が急増し、低未利用土地の面積が大幅に拡大したことから、衰退傾向が一層深刻化した。急増した低未利用土地は、敷地が細分化されていることから土地の有効利用がなされておらず、時間貸し駐車場となっている箇所が多い。
- 震災後、川沿いエリアに整備された観光交流施設「いしのまき元気いちば」は、年間来訪者が100万人を超える賑わい再生の核となっているが、歩行者・自転車通行量の調査結果を見ると、当該施設周辺のみ通行量が増加しており、街なか全体への賑わいの波及や回遊性の向上が課題となっている。

#### ② 事業の必要性

- 食や萬画（マンガ）等の地域資源の魅力を活かし、郊外型の商業施設との差別化を図ることで、石巻河南IC周辺を始めとした他エリアの集客を誘引する必要がある。また、南浜地区や半島部等へ誘導するゲートウェイとしての機能が求められる。
- 積極的なイベント開催や、石巻マンガロードの整備や活用、商店・飲食店・街づくり会社の連携等を促進し、街なかの魅力を発信することで、いしのまき元気いちばや堤防一体空間を始めとした川沿いエリアへの集客を街なか全体に波及させていく必要がある。
- 都市再生推進法人の指定により、集客拠点となっている川沿いエリアの管理体制を整え、段階的にその範囲を拡大することで、中心市街地全体のエリアマネジメント体制を構築する必要がある。
- 急増した低未利用土地のほか、各店舗の後継者不足や施設の老朽化などを鑑みると、空き家・空き店舗についても今後は増加していくと予想されるため、リノベーション等の手法による対策を講じる必要がある。

#### ③ フォローアップ

- 本基本計画に位置付けた事業は、年度ごとに事業の推進調査を行い、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

#### 【事業名】 創業支援事業

【事業実施時期】	平成26年度～令和11年度
【実施主体】	市
【事業内容】	創業を予定している方や創業後間もない事業者に対し、無料相談や創業塾の実施といった創業のための知識習得の支援を行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

#### 【事業名】 石巻マンガロード整備活用・発信事業

【事業実施時期】	平成13年度～令和11年度		
【実施主体】	市、(株) 街づくりまんぼう		
【事業内容】	石巻駅前、石ノ森萬画館、市役所等の中核施設を結ぶ商店街通りを「石巻マンガロード」として位置づけモニュメント等を整備してきた。今後も中心市街地の魅力創出のためマンガモニュメントの追加設置やウェブサイトの運用を中心とした情報発信を行う。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、マンガを目的に訪れる人の増加を図り、中心市街地の回遊性の向上へつなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

#### 【事業名】 石巻川開き祭り

【事業実施時期】	大正5年度～令和11年度
----------	--------------

【実施主体】	石巻川開祭り実行委員会		
【事業内容】	大正5年から開催されている石巻地方最大の祭りで、中心市街地では、市民総参加の「大漁踊り」や各種パレード、そして祭りの目玉である東北最大級の規模を誇る「豪華花火大会」を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、普段中心市街地を利用する機会の少ない市民や周辺地域の住民らにも訪れる機会を創出し、中心市街地の賑わいや回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 地方創生ゲームアプリによる賑わい創出事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和11年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	位置情報を用いた地方創生ゲームアプリを活用して、中心市街地の観光施設や飲食店等の情報を発信する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、市の魅力の発信や、インバウンドを含めた交流人口の拡大を図るとともに、地域の消費拡大や中心市街地における回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 中心市街地調査検証業務

【事業実施時期】	令和2年度～令和11年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	中心市街地の自転車・歩行者通行量等の調査・分析を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	中心市街地の回遊性向上		

【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって得られた結果を施策に反映することで、各事業の精度向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】街なかイベント開催助成金

【事業実施時期】	令和3年度～令和11年度		
【実施主体】	市、民間事業者（石巻商工会議所）		
【事業内容】	中心市街地における活発な交流人口の拡大等を図るため、文化・芸術活動の促進、賑わいの創出やイベントの開催に助成を行う。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	新規出店数の増加／中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、普段中心市街地を利用する機会の少ない市民や周辺地域の住民らにも訪れる機会を創出し、中心市街地の賑わいや回遊性の向上につなげる。また、イベントに出店した事業者の空き地・空き店舗等への出店につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】石ノ森萬画館実施事業

【事業実施時期】	平成13年度～令和11年度		
【実施主体】	市（指定管理者）		
【事業内容】	石ノ森萬画館、「マンガの街いしのまき」を体感してもらうきっかけづくりとして、各種事業を開催する。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、マンガを目的に訪れる人の増加を図り、中心市街地の回遊性の向上へつなげる。また、3階ライブラリーなどの運営によって、市民が日常的に訪れ利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省

【その他特記事項】	区域内
-----------	-----

【事業名】南浜エリアや各種団体と連携した街なかの周遊・滞在時間向上事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	市、民間事業者		
【事業内容】	川沿いエリアと南浜エリア（震災遺構等）の各施設とをつなぐ交通手段を設けるとともに、両エリアが連動した企画等を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、周辺エリアとの接続を強化し、中心市街地における回遊性の向上につなげるとともに、市民が日常的に利用する場所を創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】空き地・空き店舗活用助成金〔再掲〕

【事業実施時期】	令和3年度～令和11年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	中心市街地の空き地・空き店舗の取得や賃借、リノベーション等を行う際に要する経費を助成することにより、遊休地の活用や新たな出店を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加		
【目標指標】	新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】街なか出店サポート事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	市、民間事業者		

【事業内容】	中心市街地の空き地・空き店舗等の調査・整理を実施するとともに、中心市街地内の出店を検討している事業者への不動産情報の提供や事業計画立案支援を行う窓口として（仮称）街なか出店サポートセンターを設け運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】マンガクリエイター支援事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和5年度～令和11年度		
【実施主体】	市、民間事業者		
【事業内容】	「ヒトコマ」など中心市街地で行われるマンガの創作やアート活動を行う人材の育成及び支援事業に対して補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、多様な人材の発掘により、中心市街地での交流人口の増加や回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関する事業  
該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】かわまちエリアマネジメント事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和11年度		
【実施主体】	民間事業者、市		

【事業内容】	都市再生推進法人の指定を受けた民間事業者が、関係事業者とともに堤防一体空間を始めとしたかわまちエリアの管理体制を構築する。また、順次対象区域を拡大し、中心市街地全体のエリアマネジメントを行っていく。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設 8 施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、市民の日常的な憩いの場を創出するとともに、川沿いエリアを訪れた市民や観光客の中心市街地への回遊へつなげる。また、イベント等に出店した事業者の空き地・空き店舗等への出店へつなげる。		
【支援措置名】	官民連携まちなか再生推進事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】石巻かわまちエリアプラットフォーム取組推進事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	市、都市再生推進法人、民間事業者、他		
【事業内容】	未来ビジョンの実現に向けて、関係事業者が協議・情報共有を行い、市民へ広くまちづくりに関連する情報について発信する場を設ける。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設 8 施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、空き地・空き店舗等を活用した新規出店や市民の日常的な来訪、回遊性の向上につながる各取組を円滑かつ効果的に進める。		
【支援措置名】	官民連携まちなか再生推進事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がない他の事業

【事業名】文化通り再生事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	民間事業者		

【事業内容】	かつて映画館などが立ち並んだ通りに、民間事業者による連鎖的なリノベーションによって拠点を整備することで、新たなカルチャーをテーマとした賑わいを生み出す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげるとともに、芸術・文化を視点に歩きめぐる環境を整備し、中心市街地の回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】Reborn Art Festival

【事業実施時期】	平成29年度～令和11年度		
【実施主体】	Reborn-Art Festival 実行委員会、AP bank		
【事業内容】	石巻周辺地域で、豊かな自然を舞台に地元の人々と作り上げた「アート」、「音楽」、「食」による総合芸術祭であり、地域振興につながる様々な循環を生み出す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、アートの視点から歩きめぐる環境を整備し、中心市街地の回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】橋通り賑わい創出・再生事業

【事業実施時期】	平成29年度～令和11年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	歩行者天国や空き地の活用を伴うイベントの開催を重ねることで、沿道土地利用を推進していく。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		

【活性化に資する理由】	本事業によって、普段中心市街地を利用する機会の少ない市民や周辺地域の住民らにも訪れる機会を創出し、中心市街地の賑わいや回遊性の向上につなげる。また、イベントに出店した事業者へ中心市街地の空き地・空き店舗等への出店を促すことで新規出店へつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

#### 【事業名】離島航路運営事業

【事業実施時期】	平成30年度～令和11年度		
【実施主体】	網地島ライン（株）		
【事業内容】	離島へのフェリー中央発着所の運営によって、在住者や観光客の利便性向上を図る。		

#### 活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、豊かな自然環境や猫を目的に中心市街地を訪れる人の増加へつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

#### 【事業名】猫を活かしたまちづくり

【事業実施時期】	平成30年度～令和11年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	網地島ライン中央発着所への通り道である松川横丁を中心に、周辺事業者と連携を図りながら、猫にまつわるイベントの企画や装飾、オリジナル猫グッズの開発・販売を行う。		

#### 活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、田代島・網地島を訪れる方々の中心市街地における滞在時間と満足度向上へつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

**【事業名】いしのまき元気いちば運営事業**

【事業実施時期】	平成29年度～令和11年度		
【実施主体】	(株)元気いしのまき		
【事業内容】	本市の中心市街地の拠点エリアに立地する商業施設「いしのまき元気いちば」を運営し、「食のエンターテイメント」をコンセプトに、石巻地域の地場産品を紹介し、それらを用いたイベントなど消費者が楽しめ、面白いと感じられるような企画を周辺事業者との連携のもと実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地や離島への周遊促進を図るとともに、市民が日常的に訪れる場所を創出する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

**【事業名】石巻の食発信事業**

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	民間事業者、(一社)石巻観光協会、(一社)石巻圏観光推進機構、石巻商工会議所、市		
【事業内容】	本市が誇る豊富な食を観光目的で訪れた来訪者のみならず、市民の間でも共有・発信を「いしのまき元気いちば」や周辺の民間事業者と連携し推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における事業者数の増加や市民の来訪頻度の増加に繋げる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

**【事業名】街なか創業・事業承継支援事業**

【事業実施時期】	平成23年度～令和11年度		
----------	---------------	--	--

【実施主体】	石巻商工会議所		
【事業内容】	創業を希望する人や商店等の事業承継を希望する人に対し、補助金等に関する情報提供やセミナーの開催、経営指導等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における事業者数の増加へつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】まちなか駐車券サービス事業

【事業実施時期】	平成13年度～令和11年度		
【実施主体】	(株) 街づくりまんぼう		
【事業内容】	中心市街地内の11箇所の民間駐車場の共通駐車券を発行し、中心市街地における集客力の向上及び販売促進を目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、利用しやすい駐車場を増やすことで、中心市街地内の各施設や店舗への訪れやすさや出店しやすさの向上へつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】朝活・夜活プロジェクト

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	市民が集いやすい時間である朝の時間帯や、街なかの特徴であるナイトタイムエコノミーに着目し、限られた時間帯での資源の投入による街なかの魅力向上を検討する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	中心市街地の回遊性向上		

【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、普段中心市街地を利用する機会の少ない市民や周辺地域の住民らにも訪れる機会を創出し、中心市街地の賑わいや回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】街なかインバウンド対応力向上事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和11年度		
【実施主体】	(一社) 石巻観光協会、(株) 街づくりまんぼう、(一社) 石巻圏観光推進機構、商工会議所、民間事業者、市		
【事業内容】	街なかインバウンド推進ネットワークなどの場を活用しながら、大型客船の入港をはじめ今後増加が見込まれる海外からの来訪者への対応力を高めるための必要な施策を講じる。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地を訪れた外国人旅行客の満足度や回遊性を高めるとともに、事業者の商業機会の拡大へとつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】石巻観光案内センター運営事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和11年度		
【実施主体】	市、(一社) 石巻観光協会		
【事業内容】	今後増加が見込まれる海外からの来訪者への対応力を高め、石巻の街なかを訪れた方々におもてなしの精神で満足度を高めるとともに、街なか事業者の商業機会の拡大を図る。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地内を歩きめぐるための情報を提供することで回遊性の向上へつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【その他特記事項】	
-----------	--

【事業名】空き家・空き店舗リノベーション事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	民間事業者
【事業内容】	地域に眠る遊休不動産を掘り起こし、それを活用したいと考える事業者・アーティストの意向をもとに改修を行うとともに、その運営を通して起業支援・移住促進を行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	訪れたいと思う目的地の増加		
【目標指標】	新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地における空き地・空き店舗等を活用した新規出店の創出につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】街なかフィールドワーク等連携事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	石巻専修大学、市、民間事業者
【事業内容】	石巻専修大学を中心に、高等学校を巻き込み、中心市街地において街のことを若年世代から知る機会の増進に繋がるゼミ活動（フィールドワークやイベントの実践）を行う。あわせて、中心市街地に活動を支援する拠点等の整備を検討する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に高校生や大学生の来訪頻度を増加させ、滞在時間の上昇や回遊性向上、魅力発信につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】街なか魅力向上事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
----------	--------------

【実施主体】	(一社) 石巻観光協会、(株) 街づくりまんぼう、(一社) 石巻圏観光推進機構、石巻商工会議所、民間事業者		
【事業内容】	街なかの広場等のオープンスペースや増加しつつある低未利用土地をイベントや暫定利用等、多様な手法で利活用し、市民や誘客の街なかの周遊、市民同士の交流を促す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、街なかに訪れる機会の増加や市民自身が自分事として街なかに関わるきっかけづくりにつながる。		
【支援措置名】	－		
【支援措置実施時期】	－	【支援主体】	－
【その他特記事項】			

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

#### ① 現状分析

- 中心市街地の北側に位置するJR石巻駅は、石巻線、仙石線、仙石東北ラインが乗り入れている。また、駅前のバス乗り場からは、複数の路線バスの乗り降りが可能であり、石巻市における公共交通の結節点として機能している。
- 中心市街地の東側の川沿いエリアに平成30年6月に完成した「石巻市かわまち交通広場」にも路線バスが乗り入れるようになり、新たな交通の拠点が形成された。
- しかし、中心市街地における交通アクセスは依然として自家用車が多く、朝や夕方の出勤や退勤の時間帯には渋滞が起こる箇所も多い。
- 今後の急速な高齢化の進展により、自家用車を利用できない市民が増加すると考えられるため、住民の移動手段の確保のためにも、公共交通の維持、充実や2次的交通の確保が求められている。

#### ② 事業の必要性

- 少子高齢社会におけるライフラインとしての公共交通の維持、充実を図ることは当然として、依然として多い自家用車による移動への対応として、駐車場マネジメントを図っていく必要がある。駐車場施策の充実により、中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加を目指し、誰にとっても安心して歩ける街なかを目指す必要がある。
- また、居心地が良く歩きたくなる街なかの創出に向け、中心市街地内での2次的交通の充実を図っていく必要がある。

#### ③ フォローアップ

- 年1回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】街なかアクセス向上事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	市、民間事業者、石巻専修大学
【事業内容】	公共交通の利用促進策や駐車場への誘導策、2次的交通の充実化など、市内及び中心市街地の交通状況を把握した上で適切な策を講じていく。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地へのアクセス性を高め回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】街なか滞在時間快適性向上事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	市、民間事業者
【事業内容】	観光誘客に際し、街なかにおける駐車場利活用による渋滞の解消や拠点間での移動の利便性向上（シャトルバス等の運行）により、一層の滞在時間の向上、居心地の良い街なか滞在の快適性向上に資する施策を実施する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地内で安心して回遊できる歩行者動線を確保し、回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】デジタルサイネージ管理・運用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	市、(株)ミヤコーバス、(株)JR東日本、網地島ライン(株)		
【事業内容】	駅前・川沿いエリアに設置したデジタルサイネージを活用した街なかの情報発信により、インバウンドを含む来訪者の利便向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、街なかの情報発信を効果的に行うことで、駅前エリアと川沿いエリアの動線を充実させ、回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】東中瀬橋整備事業〔再掲〕

【事業実施時期】	平成30年度～令和8年度		
【実施主体】	市		
【事業内容】	旧北上川左岸側から中瀬地区へのアクセス道路であり、自転車歩行者道路として整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、旧北上川両岸との往来を促し、中心市街地のアクセシビリティと回遊性の向上につながる。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】石巻かわまちエリアプラットフォーム取組推進事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	市、都市再生推進法人、民間事業者、他		

【事業内容】	未来ビジョンの実現に向けて、関係事業者が協議・情報共有を行う場を設け、各取組を円滑かつ効果的に進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設 8 施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、空き地・空き店舗等を活用した新規出店や市民の日常的な来訪、回遊性の向上につながる各取組を円滑かつ効果的に進める。		
【支援措置名】	官民連携まちなか再生推進事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

#### (4) 国の支援がない他の事業

【事業名】街なかフィールドワーク等連携事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	石巻専修大学、市、民間事業者		
【事業内容】	石巻専修大学を中心に、高等学校を巻き込み、中心市街地において街のことを若年世代から知る機会の増進に繋がるゼミ活動（フィールドワークやイベントの実践）を行う。あわせて、中心市街地に活動を支援する拠点等の整備を検討する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設 8 施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、中心市街地に高校生や大学生の来訪頻度を増加させ、滞在時間の上昇や回遊性向上、魅力発信につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】離島航路運営事業〔再掲〕

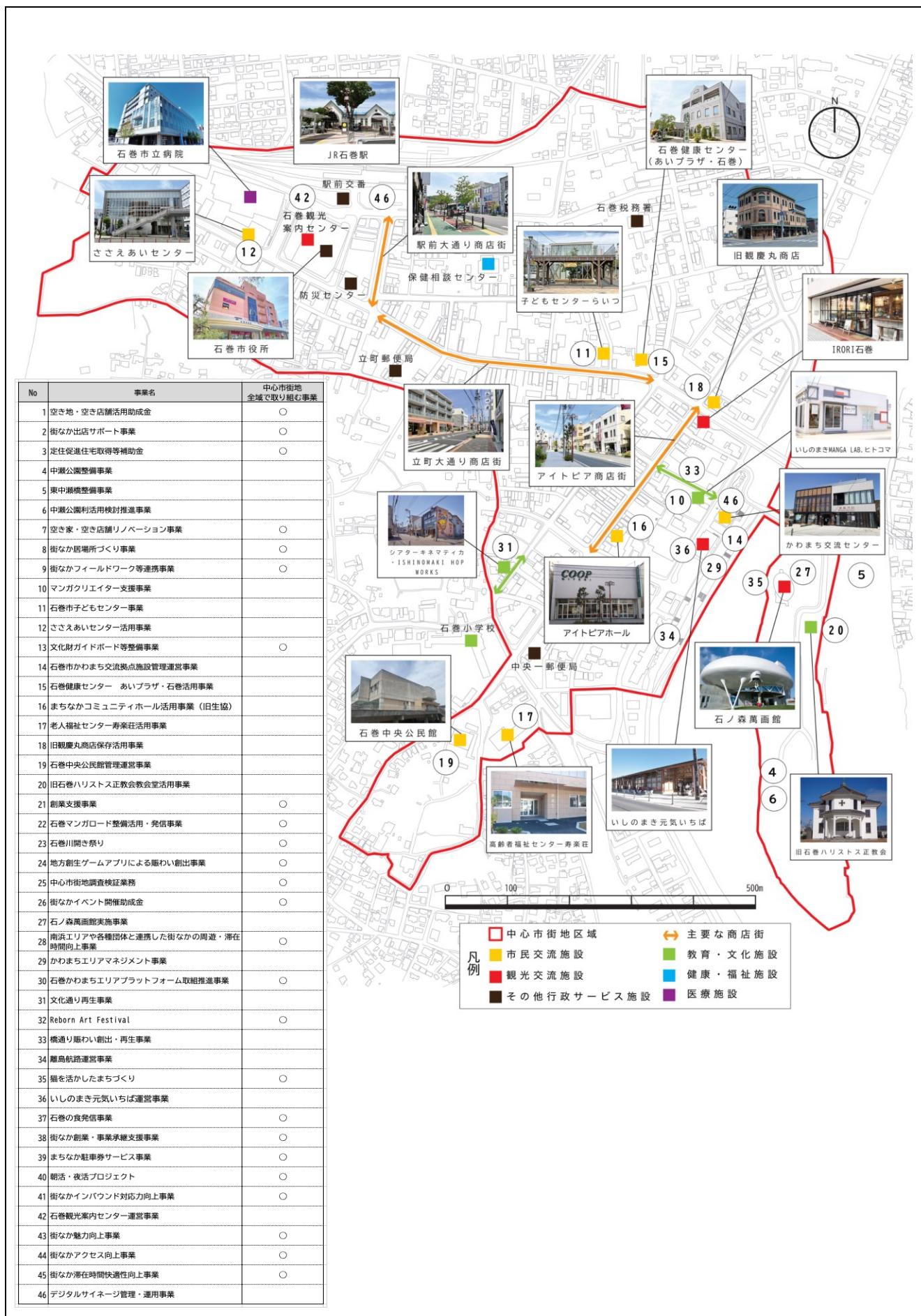
【事業実施時期】	平成 30 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	網地島ライン（株）		

【事業内容】	離島へのフェリー中央発着所の運営によって、在住者や観光客の利便性向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、豊かな自然環境や猫を目的に中心市街地を訪れる人の増加へつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

【事業名】まちなか駐車券サービス事業〔再掲〕

【事業実施時期】	平成13年度～令和11年度		
【実施主体】	(株)街づくりまんぼう		
【事業内容】	中心市街地内の11箇所の民間駐車場の共通駐車券を発行し、中心市街地における集客力の向上及び販売促進を目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	訪れたいと思う目的地の増加／誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進／中心市街地の回遊性向上		
【目標指標】	新規出店数／市民交流施設8施設の利用者数／歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業によって、利用しやすい駐車場を増やすことで、中心市街地内の各施設や店舗への訪れやすさや出店しやすさの向上へつなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [ 1 ] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 市庁内体制

##### ①石巻市まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム（WT）

- 概要：平成20年にまちづくり活性化推進会議を設置。

令和5年1月に中心市街地区域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。

- 設置目的：少子高齢化等の進展による人口減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。

#### ●所掌事務

- ・中心市街地活性化基本計画に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関するこ
- ・中心市街地の市有建物敷地の活用に関するこ
- ・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関するこ

#### ●組織

座長 産業部次長

副座長 復興企画部政策企画課長、産業部商工課長、同部観光政策課長、建設部都市計画課長

チーム員 総務部行政経営課、同部危機対策課、同部震災伝承推進室、復興企画部政策企画課、同部SDGs移住定住推進課、同部地域振興課、生活環境部地域協働課、同部環境課、保健福祉部健康推進課、同部保健福祉総務課、産業部産業推進課、同部商工課、同部観光政策課、建設部都市計画課、同部住宅課、同部河川港湾高規格道路整備推進課、病院局事務部病院管理課、教育委員会教育総務課、同委員会生涯学習課

#### ●これまでの経過

開催日	会議名称	内容
令和6年2月13日	第1回まちづくり活性化推進会議WT	<ul style="list-style-type: none"><li>・中心市街地活性化基本計画の概要</li><li>・第3期計画の進捗状況について</li></ul>
令和6年3月25日	第2回まちづくり活性化推進会議WT	<ul style="list-style-type: none"><li>・第3期計画の準総括</li><li>・各課ヒアリング結果について</li></ul>
令和6年4月23日	第3回まちづくり活性化推進会議WT	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4期中心市街地活性化基本計画策定に係る基本的な方針について</li></ul>
令和6年7月19日	第4回まちづくり活性化推進会議WT	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4期中心市街地活性化基本計画素案について</li></ul>
令和6年10月18日	第5回まちづくり活性化推進会議WT(書面)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4期中心市街地活性化基本計画素案について</li></ul>

## ②石巻市まちづくり活性化推進会議

●概要：平成20年にまちづくり活性化推進会議を設置。

令和5年1月に中心市街地区域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。

●設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。

### ●所掌事務

- ・中心市街地活性化基本計画に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。
- ・中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。
- ・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。

### ●組織

会長 産業部長

副会長 復興企画部次長、産業部次長、建設部次長

委員 総務部行政経営課長、同部危機対策課長、同部震災伝承推進室長、

復興企画部制作企画課長、同部SDGs移住定住推進課長、同部地域振興課長兼日本語学校設置推進室長、市民生活部地域協働課長、同部環境課長、

保健福祉部健康推進課長、同部保健福祉総務課長、同部子育て支援課長兼こども家庭センター所長、産業部産業推進課長、同部商工課長、

同部観光政策課長、建設部都市計画課長、同部河川港湾高規格道路整備推進課長、同部住宅課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会教育総務課長、同委員会生涯学習課長

### ●これまでの経過

開催日	会議名称	内容
令和6年1月18日	第1回まちづくり活性化推進会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・中心市街地活性化基本計画の概要</li><li>・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について</li></ul>
令和6年5月9日	第2回まちづくり活性化推進会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に係る基本的な方針について</li></ul>
令和6年8月2日	第3回まちづくり活性化推進会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画素案について</li></ul>
令和6年10月25日	第4回まちづくり活性化推進会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画最終案について</li></ul>

## (2) 石巻市議会における審議の内容

令和5年12月定例会	・第3期計画の進捗状況及び第4期計画の策定方針について説明
令和6年12月定例会	・第4期計画（案）について説明

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

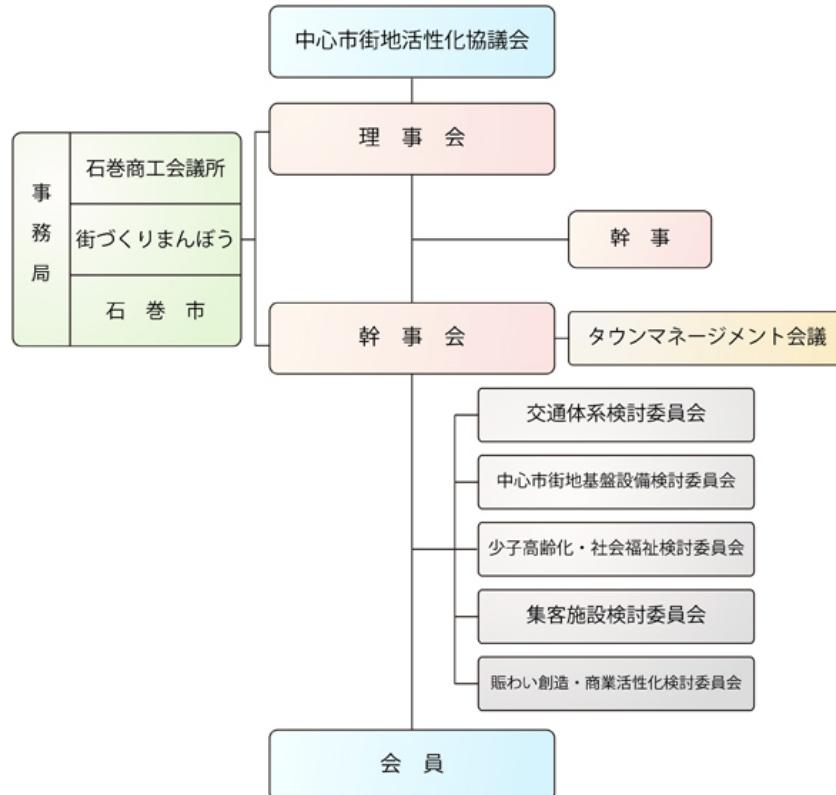
### ■石巻市中心市街地活性化協議会

石巻商工会議所及び（株）街づくりまんぼうが共同設立者となり、石巻市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的として、平成19年10月22日、石巻市中心市街地活性化協議会を設立した。

#### ①組織図

### 石巻市中心市街地活性化協議会

1. 『中心市街地活性化協議会』の組織図



## ②構成員

No.	役 職	所属団体等及び役職名
1	会 長	石巻商工会議所 会頭
2	副会長	(株)街づくりまんぼう 代表取締役社長
3	副会長	石巻市 副市長
4	副会長	石巻市議会 議長
5	理 事	石巻商工会議所 副会頭
6	理 事	石巻商工会議所 専務理事
7	理 事	石巻観光協会 会長
8	理 事	石巻市産業部 部長
9	理 事	立町大通り商店街振興組合 理事長
10	理 事	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 会長
11	理 事	社会福祉法人 和仁福祉会 常務理事
12	理 事	宮城県建設業協会石巻支部 支部長
13	理 事	宮城県宅地建物取引業協会石巻・気仙沼支部 支部長
14	理 事	日本製紙(株)石巻工場 工場長代理
15	理 事	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター 所長
16	理 事	(株)三陸河北新報社 代表取締役社長
17	理 事	(株)石巻日日新聞社 代表取締役社長
18	監 事	(株)七十七銀行石巻支店 執行役員支店長
19	監 事	(社)石巻青年会議所 理事長

## ③協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）

### ① 法第15条第3項 協議会組織時の公表

石巻市中心市街地活性化協議会規約において、公告に関して第4条に規定し、石巻市の広報紙、協議会ホームページへの掲載、必要に応じては新聞掲載等により行うこととしている。

### ② 法第15条第4項 関係者の参加 第15条第5項 参加の申し出

協議会の委員としての入会については、会長に申し込み、理事会の承認を得られれば入会できる。（規約第7条）

④意見書等

## ●これまでの経過

開催日	会議名称	内容
令和6年5月30日	中心市街地活性化協議会総会	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の概要について
令和6年7月4日	中心市街地活性化協議会全体会	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に係るアンケート結果について
令和6年8月9日	中心市街地活性化協議会理事会	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の素案について
令和6年11月5日	中心市街地活性化協議会臨時総会	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画について

## ⑤協議会の規約

### 石巻市中心市街地活性化協議会 規約（全文）

#### 第1章 総 則

##### （名 称）

第1条 本会は、「石巻市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

##### （事務所）

第2条 協議会は、事務所を宮城県石巻市に置く。

##### （目的）

第3条 協議会は、「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項の規定により石巻市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、石巻市中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

##### （公表の方法）

第4条 協議会の公表は、石巻市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるとときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

##### （活 動）

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

###### （1）中心市街地活性化に係る総合調整に関するこ

① 石巻市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

② 石巻市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

③ 石巻市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

④ 石巻市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

⑤ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

⑥ 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）

⑦ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

###### （2）中心市街地の活性化に係る事業に関するこ

① 市街地整備改善事業に関するこ

② 都市福利施設整備事業に関するこ

③ 街なか居住促進事業に関するこ

④ 商業活性化事業に関するこ

⑤ ①から④までに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関するこ

###### （3）その他中心市街地の活性化に関するこ

① 各種組織、団体との交流

② 関係情報の収集

③ その他、目的達成のための必要な活動

## 第2章 会 員

### (会 員)

第6条 協議会会員は、中心市街地の活性化に関する法律の規定に該当するもので構成する。

- (1) 石巻商工会議所(法第15条第1項第2号イ)
- (2) 株式会社街づくりまんぼう(法第15条第1項第1号ロ)
- (3) 石巻市(法第15条第4項第3号)
- (4) 石巻市中心市街地において、法に規定する事業を実施しようとする者(法第15条第4項第1号)
- (5) 石巻市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者(法第15条第4項第2号)
- (6) 協議会の目的の推進において、協力が必要と認められる行政及び公共団体(法第15条第7項)
- (7) 協議会の目的に賛同し、石巻市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者や協力する者(法第15条第8項)

### (入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、理事会の承認を得なければならぬ。

### (会 費)

第8条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会費については、別途定める。

### (退 会)

第9条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

### (除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき

(2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役 員

### (役 員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事20名以内
- (4) 監事2名
- (5) 幹事30名以内

2 会長は、総会において会員の中から選出する。

3 副会長は、総会において会員の中から選出する。なお、副会長複数名のうち1名は法第15条第1項に該当する会員とする。

4 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

### (理 事)

第13条 協議会の理事は、総会において会員の中から選出する。

### (監 事)

第14条 協議会の監事は、総会において会員の中から選出する。

### (幹 事)

第15条 協議会の幹事は、会員の中から、会長が委嘱する。

### (職 務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

5 幹事は、幹事会を構成し、個別プロジェクトのワーキンググループ会議等の連絡調整を行う。

(顧問)

- 第17条 協議会には顧問を置くことができる。  
2 顧問は本協議会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。  
3 顧問は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

- 第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成並びに協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。  
2 タウンマネージャーは、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。  
3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。  
4 タウンマネージャーは、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会議

(会議の種類)

- 第18条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 総会  
(2) 理事会  
(3) 幹事会  
(4) タウンマネジメント会議  
(5) ワーキンググループ会議  
(総会)

- 第19条 総会は、会員の参加により、毎年1回以上開催し、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。  
2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。  
3 法第15条第9項に基づく意見提出については、総会の決議を経ることを要する。  
4 前項の決議を行う際の総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを聞くことができない。  
5 第3項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

- 第20条 理事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出、タウンマネージャーの選出、入会申込者の承認、個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の内容、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。  
2 理事会は、理事をもって構成する。  
3 理事会は、理事の半数以上が出席しなければこれを聞くことができない。  
4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。  
5 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
6 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、理事会に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第21条 幹事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえで個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の連絡調整、活動報告及びタウンマネジメント会議の連絡調整、活動報告、その他、必要と認める事項を審議し、理事会等に報告する。  
2 幹事会は、幹事をもって構成する。  
3 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければこれを聞くことができない。  
4 幹事会の長は、幹事の中から互選で選任し、会長が委嘱する。  
5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。  
6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(タウンマネジメント会議)

- 第22条 タウンマネジメントは、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について審議する。
- (1) 各種プロジェクトの企画・調整
  - (2) ホームページ等で事務局に寄せられた意見集約・検討等
  - (3) その他プロジェクトで協議した事項
- 2 タウンマネジメント会議は、幹事長が招集し、幹事長又はタウンマネージャーが議長となる。  
3 タウンマネジメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

(ワーキンググループ会議)

第23条 協議会の目的を実行するため、個別プロジェクトを検討するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループ会議は、基本計画記載又は基本計画への記載予定の個別プロジェクト毎の事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指し、課題等の審議及び事業を実行する。

(1) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動計画に沿って実行する。

(2) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動状況を幹事会に報告する。

第6章 事務局

(事務局)

第24条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう、石巻市が共同で処理する。

3 事務局の事務処理は、石巻商工会議所で処理する。

第7章 会計

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第26条 協議会の収入は、会費等、補助金・交付金、運営協力金及び寄附金、その他事業収入等による。

2 協議会の支出は、負担金、会議費、事務費、事業費、その他運営に要する経費とする。

(運営協力金)

第27条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことという。

第8章 解散

(解散)

第28条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

1 この規約は、平成19年10月22日から施行する。

2 協議会初年度の事業期間は、設立日から平成20年3月31日までとする。

3 協議会の運営において、理事及び幹事等について、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう及び石巻市からは3名以内で選任することができる。なお、その他の会員については、1事業所・団体より1名とする。

4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、理事会の承認を得て、別に定める。

5 第17条の新設に伴い、以下の条文を順次繰り下げるることとし、本改正規則は平成21年6月29日より施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

a) 民間団体ヒアリング結果

基本的な方針の策定、掲載事業検討を行うため、中心市街地等で継続的に活動を行っている民間団体へのヒアリングを行った。ヒアリングを行った団体名と実施日は表のとおり。

日 に ち	団 体 名
令和6年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO 法人いしのまき NPOセンター</li> <li>・株式会社元気いしのまき</li> </ul>
令和6年4月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人石巻圏観光推進機構</li> </ul>
令和6年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 ISHINOMAKI2.0</li> </ul>
令和6年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻劇場芸術協会（シアターキネマティカ）</li> </ul>
令和6年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人石巻青年会議所</li> <li>・一般社団法人イシノマキ・ファーム（ISHINOMAKI HOP WORKS）</li> </ul>
令和6年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人やっぺす</li> </ul>
令和6年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社巻組</li> </ul>
令和6年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人まちと人と</li> <li>・石巻市子どもセンターらいつ</li> </ul>
令和6年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人日本カーシェアリング協会</li> </ul>
令和6年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻産業創造株式会社</li> </ul>
令和6年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻商工会議所</li> </ul>
令和6年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 石巻駅</li> </ul>
令和6年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人石巻観光協会</li> </ul>
令和6年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO 法人 Switch</li> </ul>
令和6年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人 3.11 メモリアルネットワーク</li> </ul>
令和6年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社街づくりまんぼう</li> </ul>
令和6年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻専修大学（庄子教授）</li> </ul>
令和6年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立町大通り商店街振興組合</li> </ul>
令和6年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同会社 MY ラボ</li> </ul>

b) パブリックコメントの結果

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方

宮城県 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和元年度～令和17年度）

#### 1 都市計画の目標（抜粋）

##### （2）都市づくりの基本理念

##### ④社会的課題への都市計画としての対応

##### 3) 中心市街地の活性化

中心市街地は、居住地や商業、業務等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってきた地域であるが、中心市街地の衰退が進み、さらに震災の影響により、空き家や空宅地・未利用地が増加し、都市のスポンジ化の進行が見られる。

都市のスポンジ化により、生活利便性の低下、行政サービスやインフラの維持管理の非効率化、空き家・空き地等の発生による治安、景観及び居住環境の悪化、災害危険性の増大等が懸念される。

都市の低密度化が都市全体の広いエリアでとらえるのに対し、都市のスポンジ化は都市の内部において敷地単位で発生する現象であるため、立地適正化計画で定める誘導区域等、都市空間として維持・活用する区域を中心に、発生した空き地の適正管理、有効利用の促進、土地・建物の利用放棄が起きにくい環境整備、暫定利用やゆとり空間の創出といったプラス面での視点で対策を講じる必要がある。

今後は、都市に生活する人々の視点に立ち、空き家のリノベーションや空宅地・未利用地の利活用、情報の集約とマッチングや媒介・働きかけ等の施策により、事業所、観光施設、文化施設、公共施設、医療・福祉施設等の様々な都市機能を組み合わせ、多様化する価値観に合わせて魅力を向上し、定住人口と交流人口の増加を図る。また、既存の社会資本ストックや歴史・文化資源を活用しながら、本区域の中心商業地としてのポテンシャルの向上を図り、歩いて楽しめる街としてのにぎわいを創出・確保していく。

### [ 2 ] 都市計画手法の活用

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指す「コンパクトでネットワーク化された市街地形成」を実現するため、準工業地域において、大規模集客施設（床面積10,000m<sup>2</sup>を超えるもの）の立地を制限するための特別用途地区を指定する「特別用途地区建築条例」を制定している。

※大規模集客施設：建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（か）項に掲げる建築物をいう

#### ■規制の概要

都市計画：特別用途地区

種類：大規模集客施設制限地区

対象区域：準工業地域 約555.7ha

[ 3 ] 都市機能の集積のための事業等

特になし

[ 4 ] その他の事項

なし

11. 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

[ 1 ] 判断基準	
意欲的な数値目標	
周辺地域の経済活力を向上させる波及効果	
[ 2 ] 成功率を高めるための取組	
地域住民や市町村の強いコミットメント	
地権者の同意	
中心市街地活性化協議会の同意	
都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画との適合	
中心市街地への波及	

## 12. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [ 1 ] 都市計画等との調和

2. [ 3 ] 中心市街地の要件に適合していることの説明（第2号要件）及び、10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載

### [ 2 ] その他の事項

#### ●石巻市「こどもまんなか」宣言との連動

- ・石巻市では令和6年1月21日に石巻市「こどもまんなか」宣言を行い、こどもたちのために何がもっともよいことかを考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するため様々な取組を進めている。
- ・今期計画においても、石巻市子どもセンターらいつの取組である「まきとーーく」（子どもまちづくり意見交換会）での提案を中心市街地活性化協議会全体会（R6.7.4実施）で意見聴取した。
- ・今後個別事業の展開にあたっては本提案内容を参考に具体的に取り組む。



#### ●持続可能なまちづくりの推進（SDGsの推進）

- ・石巻市は令和2年7月17日に内閣府から「SDGs未来都市」並びに「自治体SDGsモデル事業」に選定され、多様な分野が連携し持続可能なまちづくりに取り組んでいる。
- ・第2期石巻市SDGs未来都市計画（R5～R7）において令和12年（2030年）のあるべき姿として掲げる「地域経済活性化の実現、安心して暮らせるための災害に強いまちの実現、脱炭素社会・循環型社会の実現」に向け今期計画においても連携し取り組む。
- ・主に以下のSDGsゴールに関連するものとして、持続可能なまちづくりに取り組む。



【その他資料】

中心市街地 歩行者・自転車通行量 調査地点箇所図

